

# 第2次 豊田市文化芸術 振興計画

Toyota City  
Second Promotion Plan  
of Arts and Culture

Toyota City  
Second Promotion Plan  
of Arts and Culture

丰田市

# 「多様な文化芸術の創造」が支える生涯活躍社会の実現に向けて

豊田市長 太田 稔彦

本市は、超高齢社会の到来や社会経済情勢の転換期を迎える中で、未来に明るい希望をもつことができる持続可能なまちづくりをめざし、2017年3月に第8次豊田市総合計画の実施を開始しました。総合計画の基本施策である「生涯を通じて学び・育ち続けることができるまちの実現」を図るために、市民活動や文化・スポーツなど様々な分野において、全ての世代が活躍するまちをめざして、健康で活力ある生涯活躍の仕組みづくりに向けた取組を進めています。

このたび、豊田市文化芸術振興計画の計画期間終了に伴い、これまでの取組の成果と課題、国や社会の動向を踏まえ、2018年度から8年間を計画期間とした「第2次豊田市文化芸術振興計画」を策定しました。

本計画においては、「人々が心の豊かさを感じ まちと市民の活力を生み出す 多様な文化芸術の創造」を基本理念とし、「幅広い市民による積極的な鑑賞・創作活動」、「文化芸術活動を通じた市民のまちづくりへの関与」、「文化芸術の教育、福祉、観光など様々な分野への展開」をめざす姿としています。これら的基本理念やめざす姿を実現するため、今後本市で行われる様々な国際的イベントを契機として市民の皆様とともに、本市のスポーツ、歴史、自然、産業などの特性を生かして多様な文化芸術の創造を推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、豊田市文化芸術振興委員会の皆様を始め、ご協力をいただいた市民の皆様に心から感謝を申し上げるとともに、今後の計画の推進にご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

---

## 第2次豊田市文化芸術振興計画策定に寄せて

豊田市教育委員会教育長 福嶋 兼光

豊田市教育委員会では、第2次豊田市教育行政計画期間の終了に伴い、2018年3月に教育分野全体の総合的な推進を図る第3次豊田市教育行政計画を策定しました。

基本理念として「多様な市民一人ひとりが自ら学び、地域と共に育ち合う教育の実現」を掲げ、家庭・学校・地域・行政が一体となって教育環境の充実に取り組んでまいります。

文化芸術に関する施策としては、第3次豊田市教育行政計画の基本施策に「文化芸術を生かしたまちの魅力づくりの推進」を位置付けており、文化芸術を通じた創造性を、教育分野だけではなく、多方面に生かしてまち全体の魅力創出を図る取組を進めてまいります。

本市は県内で最も広大な市域を持つことから、様々な地域資源を有しています。

文化芸術を通してこれらの地域資源の魅力を再発見し、新たな価値を見出すことで地域への愛着が生まれ、多くの市民の皆様の活動がまちの活力となっていくことを期待しています。教育委員会といたしましても「地域ぐるみで学び合い」をキーワードとして、この計画の推進に努めていくことをお約束し、計画策定にあたってのご挨拶といたします。

## 目 次

第1章 計画の概要	3
第2章 豊田市の文化芸術の現状と課題	7
1 第1次計画の進捗状況の総括	8
2 現状の分析	13
第3章 計画の方向性	23
1 基本的な考え方	24
2 成果指標	24
3 施策の体系	25
4 施策と取組	27
第4章 計画の推進と進捗管理	35
1 計画の推進	36
2 計画の進捗管理	36
3 計画の主な活動指標	37
第5章 資料編	39
1 豊田市文化芸術振興委員会設置要綱	40
2 文化芸術基本法	42
3 市内の主な公共文化施設の利用実態調査結果	48

# 1

## 計画の概要



# 1

## 策定の趣旨

本市は、2008年3月に豊田市文化芸術振興計画（以下「第1次計画」といいます。）を策定し、2012年の改訂を経て、計画に基づいた施策や事業を展開してきました。

2017年3月に策定した「第8次豊田市総合計画・前期実践計画」の基本施策には、「文化芸術を生かしたまちの魅力づくりの推進」が位置づけられました。

近年、急激な少子高齢化・グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、文化芸術に求められる役割や重要性が再認識されています。住民参加型のアート・プロジェクトが地域振興やまちづくり、観光に貢献する事例が各地でみられ、文化芸術が様々な分野で多様な効果をもたらすことが注目され始めています。

こうした社会変化や市民ニーズなどを踏まえ、多くの市民が文化芸術に親しみ、主体的に活動を続けていく生涯活躍社会の実現に向けて、第2次豊田市文化芸術振興計画を策定します。



### 国・県の動向



国は、2001年12月に文化芸術振興のための基本的な法律として、「文化芸術振興基本法」を制定、2012年6月には、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（劇場法）」が施行され、劇場・音楽堂等の文化施設に関する運営指針が示されました。

2017年6月には、「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律」が施行され、「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」（以下、「改正法」といいます。）に改められるとともに、文化芸術そのものの振興にとどまらず、関連分野における施策を法律の範囲に取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが規定されました。

そして、2018年3月に改正法に基づく「文化芸術推進基本計画」が策定され、十分な文化芸術活動への参加機会提供や、文化芸術による社会参画機会の充実、地域の文化芸術を推進するプラットフォーム形成などが盛り込まれました。

同様に、愛知県においても2018年3月に「愛知県文化芸術振興条例」が施行されました。

## 国の関係法令

### 文化芸術基本法（2017年6月施行）

#### 主な改正内容

改正により、基本理念に次の内容が加えされました。

- ①年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備
- ②我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境の醸成
- ③児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性
- ④観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携

### 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（2012年6月施行）

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（劇場法）が2012年に施行され、劇場・音楽施設等の運営指針が示されました。この中では、施設の運営者は、文化芸術の普及や質の向上を図るため、専門的な人材の配置や育成、芸術家や団体等と連携した事業の推進等の指針が示されています。

### 文化芸術振興計画（2018年3月策定）

#### 計画の主な目標

- ①文化芸術の創造・発展・継承と教育—文化芸術教育と文化芸術活動への参加機会提供
- ②創造的で活力ある社会—文化芸術の国際交流・発信を通じた国家ブランドの形成
- ③心豊かで多様性のある社会—文化芸術による社会参画機会の充実
- ④地域の文化芸術を推進するプラットフォーム形成

## 愛知県の関連法令

### 愛知県文化芸術振興条例（2018年3月施行）

国の「文化芸術基本法」制定を受け、文化芸術を担う人材の育成や、県下の地域文化発掘に取り組むため、条例が制定されました。この中では、市町村連携の支援、連携・協働による文化芸術活動の場づくり等、文化芸術による自治体や文化芸術団体間の連携強化が盛り込まれています。

## 2

## 計画の対象とする文化芸術の範囲

本計画では、音楽、美術、演劇、伝統芸能等、以下に示すものを文化芸術の範囲とします。なお、歴史・文化財の分野は、「豊田市歴史文化基本構想」において定められますが、民芸などの文化芸術に関連の深いものについては、本計画の対象とします。また、文化芸術は新たな創造活動により常に変化していくため、これらの枠にとらわれることなく新たな分野についても注視しながら配慮していきます。



## 3

## 計画の位置づけと計画期間

本計画は、第8次豊田市総合計画の将来都市像や第3次豊田市教育行政計画の理念と方針を踏まえ、2018年度から2025年度までの8年間の計画とします。なお、上位計画である第3次豊田市教育行政計画の最終年となる2021年度には中間見直しを行い、新たな教育行政計画の考え方や必要な施策を反映させていく予定です。



---

# 2

## 豊田市の文化芸術の現状と課題

---





# 第1次計画の進捗状況の総括

## 1. 目標の達成状況

### (1) 計画全体にかかる成果指標

2016年度「豊田市教育に関するアンケート調査」の結果によると、設定した目標値を達成した状況となっています。

成果指標	2011年度 (改訂時) 実績	2016年度 実績	目標値*
文化芸術に「興味がある」「どちらかといえば興味がある」市民の割合	43.5%	58.5%	55.0%
鑑賞・見学を行っている市民の割合	65.0%	72.8%	70.0%
文化芸術活動（鑑賞・見学を除く）を行っている市民の割合	22.0%	28.5%	25.0%

\*目標値=第1次豊田市文化振興計画（改訂版）における目標値

### (2) 主要文化施設の数値目標

2016年度の主要文化施設の利用者数、鑑賞者数については、市民文化会館が改修工事による大ホール休館の影響等で減少がみられるものの、コンサートホール・能楽堂や美術館では利用者・鑑賞者ともに計画の目標値\*を上回りました。

成果指標	2011年度 (改訂時) 実績	2016年度 実績	目標値*
市民文化会館の利用者数	344,047人	304,039人	390,000人
コンサートホール・能楽堂の利用者数	77,293人	93,692人	88,000人
（うち市主催事業の鑑賞者数）	(23,944人)	(31,391人)	(28,000人)
美術館の利用者数	228,365人	739,315人	180,000人
（うち市主催事業の鑑賞者数）	(132,707人)	(615,947人)	(100,000人)

\*目標値=第1次豊田市文化振興計画（改訂版）における目標値

## 2章 豊田市の文化芸術の現状と課題

### 2. 施策・事業の実績

成果指標の達成状況を踏まえて、2017年度に開催した豊田市文化芸術振興委員会において、第1次計画で掲げた施策と事業実績等を総括しました。

#### 施策1 〈である・はじめる〉文化芸術と出会う機会の拡充

	施策方針	事業総括	事業数
1-1	子どもが文化芸術に出会う機会の拡充	<p>アーティストの学校・施設等への派遣による鑑賞・ワークショップ※、入門的な公演・講座の実施、出前コンサート、まちなかでの音楽会などを行い、子どもや市民を対象に気軽に鑑賞・体験し、文化芸術の良さや楽しみを実感できる事業を実施しました。</p> <p>気軽に鑑賞・体験機会を増やすことにより、文化芸術に触れる機会が少ない人たちが、文化芸術活動への第一歩を踏み出すためのきっかけづくりに努めました。</p> <p>一部事業において、事業内容の見直しや施設閉鎖に伴う事業廃止がありましたが、概ね計画どおり進みました。</p>	
1-2	市民が文化芸術に出会う機会の拡充		6 新規2 拡充4

※ワークショップ：元々は「専門家と非専門家が協働して行う方法」のこと。

本計画では、「専門家と参加者が対等な関係のもとで、双方が刺激しあう体験型の講座や催し」をさします。

### 施策の評価

子どもや市民が文化芸術に出会う機会の拡充により、鑑賞・創作を行っている市民の割合は内閣府による全国調査の結果※を上回っていますが、これを一過性のものとしないためには継続的な取組が必要です。また、文化活動を行っていない市民に働きかけ、特にすそ野を拡大するためには、働く世代や、今後増加する高齢者等、ターゲットを絞った一層の取組が必要です。

※2016年度「文化に関する世論調査」における全国の鑑賞割合は59.2%

## 施策2 〈みる・みせる〉 文化芸術活動の機会提供と質の向上

	施策方針	事業総括	事業数
2-1	各種鑑賞機会の提供	<p>文化芸術活動を始めた人が鑑賞、創作（学習・練習）、発表などの活動を継続し、質の向上が図れるよう活動内容や対象者に合った様々な機会を提供しました。</p> <p>美術館の大規模企画展や、コンサートホール・能楽堂の出演アーティストによるアウトリーチ※の実施など、質の高い芸術の鑑賞機会の提供を行いました。特に美術館の企画展では、家族連れや子どもも鑑賞しやすい展覧会を企画することで、新たな客層の取り込みが図されました。</p> <p>創作・発表では、青少年音楽3団体が官民間わず様々な依頼を受けて発表機会を広げました。</p>	
2-2	創作・発表機会の充実	<p>市民美術展は、10～20歳代の応募者が1割程度にとどまり、応募者の高齢化・固定化が課題ですが、2016年から段階的にジャンル等の直しや事業の改善を図り、青年層の応募が若干増えてきています。</p>	<p>5 新規1 拡充2 継続2</p>

※アウトリーチ：本計画では、美術館やコンサートホール等の文化芸術施設が、それぞれの施設以外の場所で行う普及活動全般をさします。

## 施策の評価

アーティストにより、良質な音楽をホール以外の公共的空間で提供するアウトリーチ事業や美術館の大規模企画展では、質の高い鑑賞機会の提供に大きな効果を上げています。

一方、創作・発表においては市民美術展の応募者の高齢化や固定化が課題となっていますが、文化芸術活動を行っている市民全体の高齢化に起因するものと考えられます。市民が日常から気軽に様々な制作・表現できる機会をつくり、各世代にとって魅力的な発表の場としていく工夫が必要です。

## 2章 豊田市の文化芸術の現状と課題

### 施策3 <むすぶ・つなげる> 文化振興を担う人材の育成・活用

施策方針	事業総括	事業数
3-1 文化芸術を社会貢献につなげる人材育成	<p>講座等を企画運営するプロデュース力を向上する事業や演劇による人材育成、さらには重点事業を中心とした文化芸術に積極的・主体的に関わることを目的とした人材育成・活用事業を実施しました。</p> <p>舞台芸術人材育成事業では「演劇アカデミー」の修了生が自主的に劇団を立ち上げたり、ボランティアとして「こども創造劇場」の運営に関わる人が出ています。</p> <p>《重点事業》</p> <p>○地域資源を活用した文化事業の奨励 「とよたデカスプロジェクト」 アートを通して地域資源を再発見・発信する事業です。地域と連携したイベント開催など、地域社会と文化活動者の接点が生まれ、文化芸術でまちづくりを担う人々が増えました。 ※2016年度実施 採択事業数 15事業</p> <p>○学校への文化活動者派遣事業 子どもたちが授業を通じて芸術家から直接学べる機会を提供しました。また、学校側も指導方法の参考になるなど肯定的な意見が多くありました。 ※2016年度実施 67校</p>	
3-2 人材活用の仕組みの構築		5 新規1 拡充3 継続1

### 施策の評価

文化芸術を社会貢献につなげる人材育成では、重点事業になっている「とよたデカスプロジェクト」や「学校への文化活動者派遣事業」の実施により文化活動者のスキルアップにつながりました。舞台芸術人材育成事業において、「とよた演劇アカデミー」の修了生が「こども創造劇場」の運営等のボランティアに関わる等の事例は、人材活用の仕組みにつながる好事例と捉えています。

一方、課題として「とよたデカスプロジェクト」は採択事業数などの定量的な評価を目指していましたが、事業内容や質を重視した定性的な面にも着目する必要があります。

## 施策4 〈つかう・いかす〉文化芸術活動を支える基盤の整備

	施策方針	事業総括	事業数
4-1	市民が利用しやすい施設運営	<p>既存の文化施設の機能を最大限に発揮することをめざし、市民が利用しやすい施設運営に取り組むとともに、機能保全やバリアフリー化など、各種施設の充実を図る事業に取り組みました。</p> <p>利用者ニーズへの対応とサービスの向上を図るための市民文化会館の施設利用に関する条例改正や、民芸の森整備、美術館・市民文化会館のバリアフリー化や機能保全等、概ね計画通り進みました。</p> <p>しかしながら、「文化情報の一元化」については、一部、ホームページ情報の連携にとどまり、文化情報全般に係る情報一元化には、至っていない状態にあります。</p>	
4-2	文化施設の整備と既存施設の機能保全・拡充		7 新規3 拡充2 継続2
4-3	情報の収集・発信・活用		

### 施策の評価

文化施設の整備では民芸の森の整備が完了し、既存施設の機能保全・拡充では、美術館のバリアフリー化等の工事を実施しました。市民文化会館については一部トイレの洋式化やバリアフリー対策を行いましたが、市民文化会館も含めた各施設において引き続きホスピタリティー※・バリアフリー対策の強化、施設の長寿命化対策が必要です。

施設の利用においても、市民文化会館でサービス向上を図る目的で施設利用に関する条例改正を行いましたが、引き続き、創造的な文化芸術活動を支えるためにも利用者視点に立ったソフト面（貸出方法等）の検討が望まれます。加えて、市民の鑑賞・創作等の文化芸術活動の充実化を図る観点から、網羅的に発信できる文化情報の一元化も課題として残りました。

※ホスピタリティー：「おもてなし」の意の英語。

本計画では、“利用者の快適性や満足度を高めるためのソフト、ハード両面での改善”をさします。

# 2 現状の分析

## 1. 豊田市の文化の現状

2016年度に実施した「豊田市の教育に関するアンケート調査」における市民の調査結果をもとに、豊田市における文化芸術活動の現状を分析しました。

### アンケート調査について

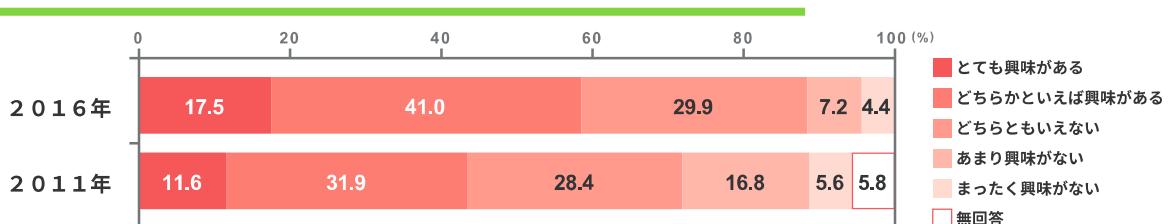
調査名	豊田市の教育に関するアンケート調査		
調査時期	2016年7月～10月	調査対象者	16歳以上の市民
母集団の数	340,171	配布数	3,700
回収数(率)	1,787 (48.3%)	前回実施	2011年度

※2011年度の調査方法は、19歳以上の市民を対象としたため、調査対象が若干異なります。

### (1) 市民と文化芸術との関わりについて

文化芸術について「とても興味がある」「どちらかといえば興味がある」と回答した市民の割合は58.5%と、2011年度（前回調査時）の43.5%より15ポイント増加しました。

#### 文化芸術への興味に関する市民の割合



また、創作活動（鑑賞・見学を除く文化芸術活動）を行っている市民の割合は28.5%で、こちらも前回調査時を6.5ポイント上回りました。

#### 創作活動を行っている市民の割合



1年間に行った文化活動の分野(鑑賞・見学を除く)の上位は、「美術」(12.9%)、「音楽」(10.7%)、「生活文化・国民娯楽」(6.9%)であり、いずれも前回より増えています。一方、「まったく活動していない」(66.6%)と答えた市民も増加していますが、これは無回答が大幅に減ったためと考えられます。

また、文化活動を行う上で困ることは、「特に問題はない」の割合が最も多くのもの、「活動のきっかけがない」「自分にはできないと思う」「活動をするための情報が少ない」との回答が上位になっています。

1年間に行った文化活動の分野(鑑賞・見学を除く ※複数選択可)



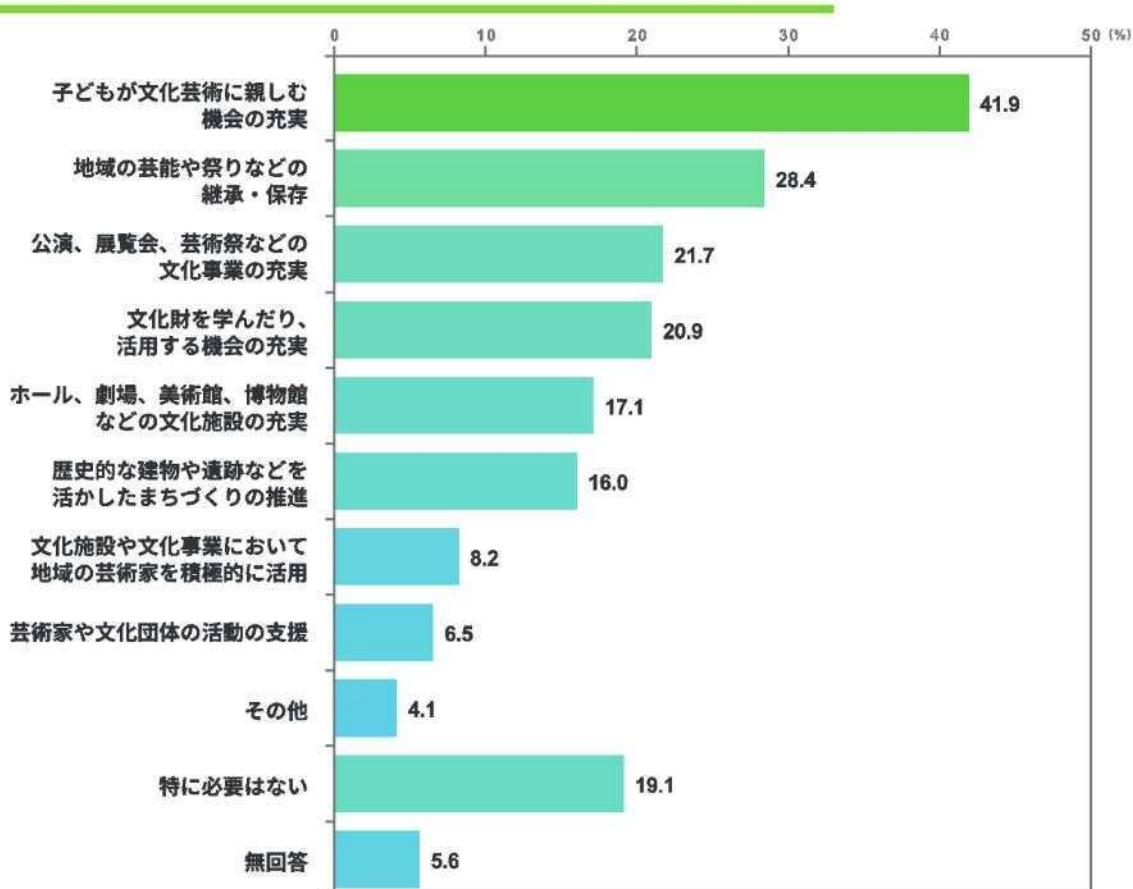
文化活動をする上で困ること(※複数選択可)



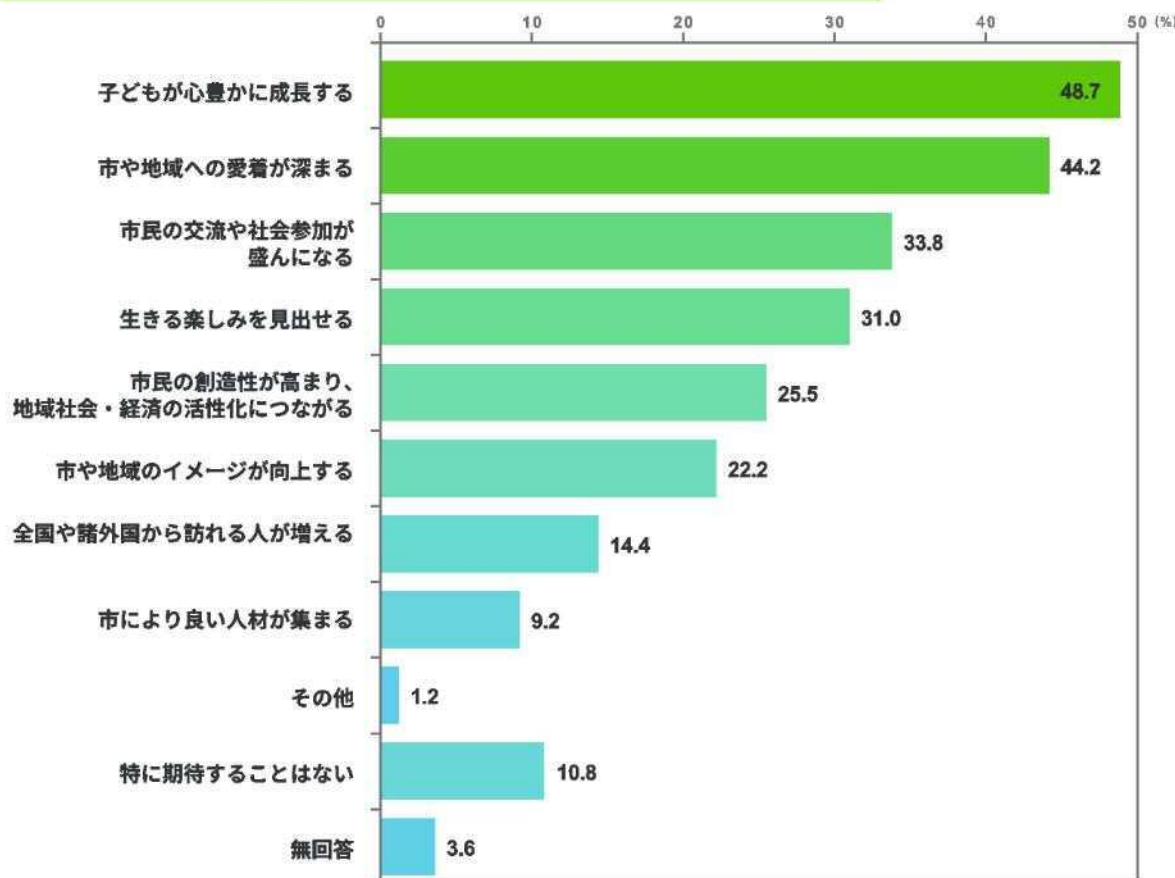
## (2) 地域の文化的環境の充実について

地域の文化的環境の充実に向けて必要なものは、「子どもが文化芸術に親しむ機会の充実」が41.9%、「地域の芸能や祭りなどの継承・保存」28.4%の順で高くなっています。また、地域の文化的環境が充実することにより期待する効果（次頁）では、「子どもが心豊かに成長する」が48.7%で最も高く、調査結果から、子どもの成長に文化芸術が必要と考える人が多いことがわかります。次いで「市や地域への愛着が高まる」「市民の交流や社会参加が盛んになる」「市民の創造性が高まり、地域社会・経済の活性化につながる」などの回答が高く、文化的環境の充実が市民の交流や地域づくりのために期待されているといえます。

地域の文化的環境の充実に向けて必要なもの（※複数選択可）



### 地域の文化的環境が充実することにより期待する効果（※複数選択可）



### （3） 豊田市における文化活動の現状

豊田文化団体協議会に加盟する文化団体数は減少傾向にあり、会員数についても、2013年度は5,023人でしたが、2017年には4,489人に減少しています。また、各地域の交流館で活動する文化団体も減少が見られます。

このような状況を背景に豊田文化団体協議会では、後進の育成や次世代を担う子どもへの文化継承を目的に、文化団体が一堂に会し、ワークショップ形式で様々な文化体験ができる「おいでんアート体験フェア」を2016年度から開催するなど、新たな取組も始まりました。

一方、美術、音楽、演劇等の既成ジャンルだけでなく、インスタレーション※や映像制作などにおいて、若い世代を中心とした新たな試みも生まれています。

舞台芸術活動では、「とよた演劇アカデミー」において毎年修了生を輩出し、演劇に関わる市民が徐々に増える中、2017年には「とよた演劇協会」が発足するなど、新たな動きが出てきています。今後は本市独自の発進力となることが期待されます。

さらには、市民主体による自発的な文化芸術活動として、2007年から「TOYOTA ROCK FESTIVAL」、2012年からは「橋の下世界音楽祭」が毎年盛大に開催されるなど、ともに全国レベルの発信力を持ってきています。

今後はこのような様々な領域において、市民全体の創造性あふれる取組が持続的に発信されるとともに、各主体が共働して豊田のまちを活性化していくことが必要です。

※インスタレーション：展示空間全体を作品と捉える、新しい芸術の分類。

例えば、音や映像のような物質ではないものを使った表現や、観客自身を取り込んだ作品など、本計画では「平面、立体といったこれまでの分類とは違ったもの」をさします。

## 2章 豊田市の文化芸術の現状と課題

### 豊田市における文化活動団体

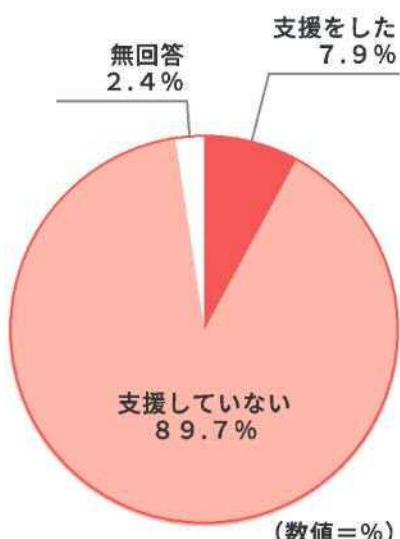
		2012年	2017年
豊田文化団体 協議会	団体数	243	226
	個人会員数（人）	50	56
	総会員数（人）	5,023	4,489
交流館	文化活動団体数	701	679

※文化団体協議会の数値は、2017年11月末現在。交流館は、2017年4月1日現在。

### (4) 文化活動への支援について

1年間に文化活動の支援（文化施設でのボランティア、子どもの文化体験支援、音楽祭の手伝い等）をしたことがある市民の割合は、全体の7.9%にとどまっています。支援をした市民を年齢層別にみると、最も高いのが70歳以上の12.2%で、すべての年齢層で低い割合になっています。

#### 文化活動への支援場業



#### 文化活動の支援に関する年齢層別の割合

年齢層	支援をした	支援していない	無回答
20歳未満	5.2	94.8	0.0
20~29歳	8.1	91.3	0.7
30~39歳	5.0	94.2	0.8
40~49歳	7.4	92.2	0.3
50~59歳	6.8	92.4	0.8
60~69歳	7.1	90.1	2.7
70歳以上	12.2	81.2	6.6

(数値=%)

## (5) 文化施設の利用状況について

2011年度以降の利用者数の推移をみると、2016年度の美術館で大幅な増加がみられます。これは2014～15年の改修工事で休館した後に、「デトロイト美術館展」や「ジブリの立体建造物展」が開催され、今まで美術館に来館することがなかった家族連れなど新たな客層を取り込み、市内外から観覧者が急増した結果です。

主要文化施設の利用者数推移



市内の主なホール系施設は、多くの施設で利用率が上昇しています。特に産業文化センター・能楽堂では、10ポイント以上の大幅な伸びがみられました。

しかしながら、市民文化会館の小ホールと福祉センターのホールのように同規模の施設でも利用状況に差があることがわかります。

施設名称	ホール名称	施設定員(人)	2011年度利用率(%)	2016年度利用率(%)
コンサートホール		1,010	59.0	59.7
能楽堂		461	16.4	21.2
市民文化会館	大ホール	1,708	68.1	71.5
	小ホール	436	76.5	75.3
産業文化センター	小ホール	240	58.8	73.2
福祉センター	小ホール	575	38.8	53.0

## 2章 豊田市の文化芸術の現状と課題

文化施設に行ったことがある市民の割合は、市民文化会館、中央図書館、美術館で高く、特に市民文化会館が79.7%で最も高くなっています。

### 市民の文化施設利用状況



市内の文化施設を大別すると、舞台芸術の鑑賞や発表の場として利用されるホール系施設、美術作品の鑑賞や発表の場となる展示系施設、創作や練習の場として利用される練習室等に分けられます。市中心部には、コンサートホール・能楽堂や、美術館などの大規模で専門性の高い拠点施設が多く、各地域には交流館やコミュニティセンターなど、様々な文化芸術活動に利用できる施設があります。

### 文化芸術活動に利用できる市内の主な公共施設

		ホール系施設	展示系施設	練習室・その他施設
中 心 部	市民文化会館	大ホール、小ホール	展示室（A・B）	リハーサル室、練習室
	コンサートホール 能楽堂	コンサートホール、 多目的ルーム、能楽堂	—	リハーサル室
	美術館	—	美術館ギャラリー	童子苑、又日亭、七州城隅櫓
	その他	福祉センター、 産業文化センター	市民ギャラリー	視聴覚ライブラリー、 青少年センター、 とよた市民活動センター
各 地 域	民芸館	—	展示室	染色室、陶芸室、茶室勘桜亭
	その他	交流館（28施設）、 コミュニティセンター（6施設）、 地域文化広場、 平戸橋いこいの広場、猿投棒の手ふれあい広場、 高岡農村環境改善センター		

## 現状分析のまとめ

- ◆ 文化芸術に対する市民の関心や、創作活動を行っている市民の割合が前回アンケート調査の結果を上回っており、これまでの文化芸術施策については、一定の効果があったといえます。
- ◆ 文化芸術に「とても興味がある」と回答した人が増加していることから、文化芸術に関心のある市民の活動をさらに促すための的確な施策が必要となります。
- ◆ 地域の文化的環境の充実がもたらすものとして、子どもの成長や、市への愛着の醸成、市民の交流や社会参加の活発化など、その社会的な効果が期待されています。
- ◆ 文化活動を支援したことがある市民の割合は全体的に低く、市民全体に波及する文化施策を展開するためには、多くの市民が文化事業や施設運営に気軽に参加できる仕組みをつくり、文化活動を支援するための参画機会を増やしていくことが必要です。
- ◆ 豊田文化団体協議会の会員数は、会員の高齢化や新規加入者が少ないとから減少しており、交流館の活動団体も減少しています。一方で、全国的な発進力を持つ市民主体の音楽祭など、既成の枠組みに入らない若い世代の新たな試みも生まれています。
- ◆ 市内の公立文化施設の利用状況をみると、利用率が高く集中的に利用されている施設と、まだ貸出しに余裕のある施設で差があります。施設間の利用の平準化や、利用者ニーズに即した改修等、既存の施設を有効活用し、利用を促進する工夫が必要です。

### 2. 取り組むべき課題と対応方針

今後の文化芸術施策を推進するにあたって、豊田市の現状、国や県の動向と社会情勢の変化などを踏まえた対応策が求められます。

文化芸術施策において重要な「人づくり」「仕組みづくり」「基盤づくり」の3つの視点から課題と対応方針を以下のとおりまとめました。

#### 視点1 「人づくり」

課題	市民の文化芸術に対する興味や期待は高まってきており、ライフステージやライフスタイルに応じて、多くの人が鑑賞や創作活動に親しめる環境づくりが必要です。
対応方針	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 子どもたちが文化芸術に触れる事業の推進</li><li>◆ 市民が日常の中で文化芸術に出会う機会の拡充</li><li>◆ 幅広い文化芸術を鑑賞・創作する機会の提供</li></ul>

#### 視点2 「仕組みづくり」

課題	文化芸術が個人の活動にとどまらず、他者との多様なつながりや新たな関係を生み出すことで、社会全体を活性化していきます。文化芸術の力を活かした市民主体の仕組みづくりを推進することが、今後のまちづくりに必要となっています。
対応方針	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 市民が主体的に文化芸術に携わり、事業を企画・運営支援する仕組みの推進</li><li>◆ 文化活動者間の様々な交流を通した活動の促進</li><li>◆ 文化芸術による教育、福祉、観光等幅広い分野への貢献</li></ul>

#### 視点3 「基盤づくり」

課題	文化芸術を生涯にわたり継続して楽しめる環境を整えるためには、文化施設が鑑賞・発表の場としてだけではなく、市民の創作活動を支え充実させる機能を備えることが求められています。
対応方針	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 市民ニーズや時代の変化に対応した施設の整備 あらゆる利用者にとって快適で利便性の高い施設の整備</li><li>◆ 利用者の活動の質を向上させ、創造性を引き出す環境づくり</li><li>◆ 文化芸術に関する情報の収集・発信</li></ul>



# 3

## 計画の方向性



# 1 基本的な考え方

## 基本理念

人々が心の豊かさを感じ まちと市民の活力を生み出す  
多様な文化芸術の創造

文化芸術は人々に潤いと生きる喜びを与え、様々な市民の新たな関係性や互いに認め合う多様な価値観を共有するいきいきとした社会をつくります。多様な文化芸術の創造は、市民一人ひとりに心の豊かさをもたらし、幅広くまちづくりの各分野に展開することで、活力ある豊田市の実現につながるという考えのもと、基本理念を設定しました。

## めざす姿

- 子どもから高齢者まで、幅広い市民が文化芸術に親しみ、積極的に鑑賞・創作活動を行っています。
- 様々な市民が、文化芸術活動を通じて地域の魅力発掘やまちづくりに関わり、豊かさや充実感、達成感を感じています。
- 文化芸術の力が社会の多様な場で生かされ、いきいきとしたまちの推進力となっています。

## 基本目標

- 1 豊かな個性と創造性あふれる人づくり
- 2 文化芸術が人々をつなげ、社会に広がる仕組みづくり
- 3 文化芸術の創造を推進するための基盤づくり

# 2 成果指標

### 指標 1

文化芸術に興味のある市民・児童生徒の割合

【現状】市民全体 / 58.5%、小学生 / 54.6%、中学生 / 45.2%



めざす方向

### 指標 2

文化芸術の鑑賞・見学を行っている市民の割合

【現状】市民全体 / 72.8%



めざす方向

### 指標 3

文化芸術活動（鑑賞・見学を除く）を行っている市民の割合

【現状】市民全体 / 28.5%



めざす方向

指標1～3の出典「平成28年度 豊田市の教育に関するアンケート調査報告書」

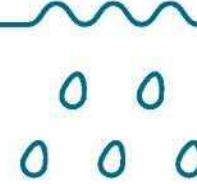
# 3 施策の体系

基本理念



人々が心の豊かさを感じ まちと市民の活力を生み出す 多様な文化芸術の創造

めざす姿



- 子どもから高齢者まで、幅広い市民が文化芸術に親しみ、積極的に鑑賞・創作活動を行っています。
- 様々な市民が、文化芸術活動を通じて地域の魅力発掘やまちづくりに関わり、豊かさや充実感、達成感を感じています。
- 文化芸術の力が社会の多様な場で生かされ、いきいきとしたまちの推進力となっています。

基本目標



基本施策 みる・ふれる

1 多様な鑑賞・体験の機会の拡充

文化施設に加え、様々な場所で多様な文化芸術に触れる機会を増やし、気軽に市民が鑑賞・体験できる環境をつくります。

## 取組内容

(1) 気軽に文化芸術に出会う機会の拡充

既存の文化施設での公演や展覧会に加え、学校や地域への積極的なアウトリーチ活動を展開し、様々な市民が身近に文化芸術に触れる機会を増やします。

(2) 幅広い分野の文化芸術に親しむ機会の拡充

美術館、コンサートホール・能楽堂、市民文化会館等、文化施設における美術、音楽、舞台美術など、様々な分野の公演や展覧会等を開催することで、古典芸能から現代の新たな表現まで、幅広い文化芸術の鑑賞・体験機会を提供します。

(3) 公共的空間等の活用による文化芸術の浸透

公共的空間や商業施設等での作品展示や舞台公演などの機会を増やし、日常の場での文化芸術の浸透を図ります。また、新たな文化イベントの誘致・開催を推進し、市民が現代の文化芸術表現に接する場を増やします。

1

豊かな個性と創造性あふれる人づくり

2

文化芸術が人々をつなげ、社会に広がる仕組みづくり

3

文化芸術の創造を推進するための基盤づくり

基本施策 つくる・つたえる

2

活発な創作活動の推進

市民の創作活動の場やその成果を発表する様々な機会を提供することで、生涯にわたる活発な創作活動を推進し、活動の活性化と質の向上を図ります。

## 取組内容

(1) 市民の創作・発表機会の充実

まちなかでのワークショップ等、市民が気軽に創作活動に親しむ機会をつくるとともに、公募展や参加型公演等を開催し、日頃の活動成果を発表できる場を提供します。

(2) 若手芸術家の発表機会の充実

地元の若手芸術家が活動成果を発表する場として、公共施設等での作品展示や、若手演奏家による公演の開催などを充実し、次世代を担う活動者の支援や育成を図ります。

(3) 文化活動団体間の交流と連携の促進

様々な分野の文化活動団体が連携して、文化事業を企画・実施することで、新たな発見や他分野への理解が促進され活動の質が向上する機会をつくります。

基本施策 むすぶ・つなげる

3

活動する人々の連携とまちの活性化への展開

市民が主体的に文化芸術に取り組む新たな活動の場づくりを推進していきます。また、教育・福祉・観光など幅広い分野に文化芸術の力を生かすことで、まちの活性化に寄与します。

## 取組内容

(1) 創造的な活動を推進する市民主体の体制づくり

作家の制作をサポートし、また自ら文化芸術活動を行う市民主体の創造的な体制と活動の場づくりを進めます。また、文化芸術に関する市民活動をまとめる制作側の市民を育成し、将来の地域文化の推進者となるための組織みをつくります。

(2) 文化芸術による地域資源の再発見と発信

市内の様々な地域の魅力を市民が文化芸術を通して再発見し、発信していく事業を推進することで、市民の創造性・企画力・地域への新たな視点を養い、まちへの愛着と地域の活性化に寄与します。

(3) 文化芸術と教育・福祉・観光分野との連携強化

学校等へのアーティストの派遣や市民参加型公演などを通して、教育・福祉の現場と連携した取組を行います。また、民間や地域など、多様な主体と連携して優れた文化芸術イベントを開催することで、新たな観光資源とするなど、社会の中で幅広く文化芸術の力を生かします。

基本施策 つかう・いかす

4

文化芸術活動を支える基盤整備

ハード、ソフト両面での機能改善を図り、各施設の特性を生かした文化芸術活動を支える拠点として、その専門性を強化していきます。また、市内外の文化芸術に関する情報を収集・発信していきます。

## 取組内容

(1) 施設環境整備による安全性・利便性の向上

文化芸術活動の場としての利用を促進するため、利用者ニーズや時代の変化に応じた修繕や改修を行うことで、利用者の安全性や快適性の向上を図ります。

(2) 文化芸術活動の拠点としての情報発信

公演・催事、ワークショップ等の文化芸術に関する市内外の情報を収集し、SNS等を活用して効果的に情報発信する組織みをつくり、市民の文化芸術活動を支援します。

(3) 施設職員の専門性強化

専門性をもった外部組織などと交流や連携を深め、施設スタッフの専門性を強化するとともに、有力イベントを招致・開催できるコーディネート力の向上を図ります。



# 4 施策と取組

## 3章 計画の方向性

### 施策1 多様な鑑賞・体験の機会の拡充〈みる・ふれる〉

文化施設に加え、様々な場所で多様な文化芸術に触れる機会を増やし、気軽に市民が鑑賞・体験できる環境をつくります。

#### 取組内容

##### (1) 気軽に文化芸術に出会う機会の拡充

既存の文化施設での公演や展覧会に加え、学校や地域への積極的なアウトリーチ活動を展開し、様々な市民が身近に文化芸術に触れる機会を増やします。

#### 主な取組

- ◆ コンサートホール・能楽堂公演出演者の学校・地域等へのアウトリーチ活動
- ◆ コンサートホール登録団体による交流館、福祉施設等でのロビーコンサート
- ◆ 名古屋フィルハーモニー交響楽団との連携協定による各種事業の展開（新規）
- ◆ コンサートホールフェスティバル  
コンサートホールを使い、子どもたちを対象にワークショップ、楽器演奏体験、演奏会鑑賞を開催します。
- ◆ コンサートホールでの「かーるくラシック」  
クラシック音楽に気軽に触れていただくため、料金設定を通常公演の半額以下に設定し、1時間程度で鑑賞できる普及版コンサートを実施します。
- ◆ とよたハートフルコンサート  
親子連れを対象にクラシックコンサートを開催します。
- ◆ お昼のパイプオルガンコンサート
- ◆ 能楽堂での「ふらっと能楽堂」  
能楽堂で、能楽師による能の解説や、和楽器の演奏などを行い、市民が古典文化に親しむきっかけを提供します。
- ◆ わくわく能楽体験  
能楽を知るきっかけとして、子どもたちを対象に公演鑑賞とワークショップを開催します。
- ◆ 美術館の学校、地域等へのアウトリーチ活動
- ◆ 美術館でのコンサート、ギャラリーツアー、ワークショップ等の開催
- ◆ おいでんアート体験フェア  
文化団体協議会の加盟団体が一同に会し、多彩なジャンルのワークショップや体験講座を実施します。
- ◆ こころの劇場  
劇団四季の協力により市内の小学生を無料で演劇鑑賞に招待します。

## (2) 幅広い分野の文化芸術に親しむ機会の拡充

美術館、コンサートホール・能楽堂、市民文化会館等、文化施設における美術、音楽、舞台芸術など、様々な分野の公演や展覧会等を開催することで、古典芸能から現代の新たな表現まで、幅広い文化芸術の鑑賞・体験機会を提供します。

### 主な取組

- ◆ クラシック音楽鑑賞事業  
オーケストラ、室内楽、独奏、合唱といった様々なジャンルの鑑賞会や自主企画事業を開催し、クラシックの魅力を伝えます。
- ◆ 能楽鑑賞事業  
日本の伝統芸能である能・狂言や、その他古典芸能を鑑賞する機会を提供します。
- ◆ 2020年豊田国際紙フォーラム（新規）  
国際的なイベントを通して小原和紙工芸の魅力を国内外に発信するとともに、様々な国の作品・作家等との出会いを通して文化交流を図ります。
- ◆ 美術館での展覧会・教育普及事業  
国内外の近現代美術・デザイン・現代アートの優れた作品や表現を紹介するとともに、ガイドボランティアと共に働くギャラリーツアーやトーク等の教育普及事業を行うことで、市民が広範な美術に親しむ機会を創出します。
- ◆ 民芸館での展覧会、講座等を開催します。
- ◆ 映画文化の醸成を図るとともに、映画を観賞する機会を創出します。
- ◆ 将棋や囲碁などの大会・ワークショップを開催することで生活文化を伝承します。

## (3) 公共的空間等の活用による文化芸術の浸透

公共的空間や商業施設等での作品展示や舞台公演などの機会を増やし、日常の場での文化芸術の浸透を図ります。また、新たな文化イベントの誘致・開催を推進し、市民が現代の文化芸術表現に接する場を増やします。

### 主な取組

- ◆ あいちトリエンナーレ推進事業（新規）  
「あいちトリエンナーレ2019」の開催と、その開催機運を高める「あいちトリエンナーレ地域展開事業」を実施します。
- ◆ 東京キャラバン in 豊田（新規）  
2020年東京オリンピック・パラリンピック公認文化プログラムとして、地域の文化と、演劇・ダンス・音楽等を融合させた創造事業を実施します。
- ◆ まちなか展覧会やロビーコンサート  
多くの市民が往来するまちなか等で若手芸術家の作品展示やパフォーマーの公演を行うほか、施設の共用部を利用したロビーコンサートなど身近な場所での文化芸術の場の拡充を図ります。

## 3章 計画の方向性

### 施策2 活発な創作活動の推進 〈つくる・つたえる〉

市民の創作活動の場やその成果を発表する様々な機会を提供することで、生涯にわたる活発な創作活動を推進し、活動の活性化と質の向上を図ります。

#### 取組内容

##### (1) 市民の創作・発表機会の充実

まちなかでのワークショップ等、市民が気軽に創作活動に親しむ機会をつくるとともに、公募展や参加型公演等を開催し、日頃の活動成果を発表できる場を提供します。

##### 主な取組

- ◆ 市民美術展、高齢者作品展、障がい者作品展の開催  
継続的に事業を実施し、市民が広く創作活動の成果を発表する場として、表現の多様化に対応した部門編成や関連企画の実施により、展覧会の魅力を向上して開催します。
- ◆ 市民クラシックコンサート  
市内のクラシック音楽の演奏者によるピアノ、弦楽、声楽等の発表会を開催します。
- ◆ 市民演能会  
市内の能楽愛好家による謡、仕舞、狂言の発表会を開催します。

##### (2) 若手芸術家の発表機会の充実

地元の若手芸術家が活動成果を発表する場として、公共施設等での作品展示や、若手演奏家による公演の開催などを充実し、次世代を担う活動者の支援や育成を図ります。

##### 主な取組

- ◆ まちなかでの若手演奏家によるコンサート（拡充）  
◆ まちなかでの若手作家による展示（拡充）  
まちなかの広場等を活用して若手芸術家等が定期的に新たな文化芸術の表現ができる場を設け、次世代の活動者の支援と育成を図ります。
- ◆ フレッシュコンサート  
市または近隣地域にゆかりのある若手演奏家にコンサートホールでの演奏機会を提供します。
- ◆ 民芸の森活用事業（拡充）  
施設内の古民家を活用した市内若手作家の紹介と作品展示を行います。
- ◆ 青少年音楽3団体の各種イベント等での発表機会の創出（拡充）  
※青少年音楽3団体・・・豊田市少年少女合唱団、豊田市ジュニアオーケストラ、豊田市ジュニアマーチングバンド

---

### (3) 文化活動団体間の交流と連携の促進

様々な分野の文化活動団体が連携して、文化事業を企画・実施することで、新たな発見や他分野への理解が促進され活動の質が向上する機会をつくります。

#### 主な取組

- ◆ おいでんアート体験フェア（再掲）  
事業を通して団体間の交流促進と一体感の醸成、及び活動の質の向上を図ります。
- ◆ まちなかへの文化活動者派遣  
まちなかで開催されるイベント等で、文化芸術活動者が活躍できる場を設け、活動分野を超えたコラボレーションや交流を促進することで新たな表現を創造します。

### 3章 計画の方向性

#### 施策3 活動する人々の連携とまちの活性化への展開〈むすぶ・つなげる〉

市民が主体的に文化芸術に取り組む新たな活動の場づくりを推進していきます。また、教育・福祉・観光など幅広い分野に文化芸術の力を生かすことで、まちの活性化に寄与します。

#### 取組内容

##### (1) 創造的な活動を推進する市民主体の体制づくり

作家の制作をサポートし、また自ら文化芸術活動を行う市民主体の創造的な体制と活動の場づくりを進めます。また、文化芸術に関する市民活動をまとめる制作側の市民を育成し、将来の地域文化の推進者となるための仕組みをつくります。

#### 主な取組

- ◆ 市民によるアートプロジェクト推進事業（拡充）【第8次豊田市総合計画重点事業】  
市民主導による本市ならではの魅力ある「文化イベント」を作り上げる環境を整備し、市民が積極的・継続的に文化イベントに関わることで喜び・楽しむ風土を醸成します。
- ◆ 舞台芸術人材育成活用・創造事業（拡充）  
舞台芸術活動の中核を担う人材を育成するとともに、文化芸術を社会に生かせる人材を増やし、地域の活性化につなげます。
- ◆ 民芸館・民芸の森の運営を担う人材育成事業  
民芸館の講座スタッフや、民芸の森での市民共働の運営を行う市民や団体の育成を推進します。

#### 市民によるアートプロジェクト推進事業展開イメージ

##### とよた市民アートプロジェクト推進協議会

- アーティストをサポートする市民の発掘、育成（アートサポーター）
- あいちトリエンナーレ等大規模イベント時の市民主体の創造的な文化活動による盛り上げ
- 市内で活動する文化団体やアーティストの活動情報の集約、発信
- あいちトリエンナーレ等大規模イベント終了時の市民活動基盤としての役割

依頼

#### ディレクター

〈プロジェクトの企画・立案〉  
多くの人々を巻き込み、その場に適した参加型のアートプロジェクトを立ち上げる。

募集

登録

#### アートサポーター

〈公募でプロジェクトに参加する人〉  
ディレクターのプロジェクトを通じてアートに興味を持ち、アートの現場を支える。  
(登録人数：63人 ※2018年3月15日現在)

## (2) 文化芸術による地域資源の再発見と発信

市内の様々な地域の魅力を市民が文化芸術を通して再発見し、発信していく事業を推進することで、市民の創造性・企画力・地域への新たな視点を養い、まちへの愛着と地域の活性化に寄与します。

### 主な取組

- ◆ とよたデカスプロジェクト  
市民の企画・運営により、アートを通じて本市の地域資源の魅力を再発見し、新たな形で発信します。
- ◆ 農村舞台アートプロジェクト  
市内に残る地歌舞伎の舞台であった場所を再活用し、現代のアート、舞台公演を行い、新たな文化芸術の魅力とともに地域社会を活性化します。
- ◆ 2020年豊田国際紙フォーラム（再掲）

## (3) 文化芸術と様々な関係分野との有機的な連携

学校等へのアーティストの派遣や市民参加型公演などを通して、教育・福祉の現場と連携した取組を行います。また、民間や地域など、多様な主体と連携して優れた文化芸術イベントを開催することで、新たな観光資源とするなど、社会の中で幅広く文化芸術の力を生かします。

### 主な取組

- ◆ 文化活動者派遣事業（拡充）  
小中学校へ文化活動者を派遣し、子どもたちが様々な文化芸術に触れる機会と活動者が活躍できる場を提供します。また、文化芸術の力を多方面に活用するために福祉施設等へ活動者を派遣し、ワークショップ等を通して様々な表現を引き出す取組を行っていきます。
- ◆ あいちトリエンナーレ推進事業等のアートイベントにおいて、観光やまちづくりの視点から多くの市民が関わり、本市の魅力を発信できる企画としていきます。（新規）
- ◆ 国際的なスポーツイベントの開催時に、本市の文化芸術を来訪者に紹介・発信することで、文化による国際交流や観光振興を進めています。（拡充）
- ◆ コンサートホール登録団体によるロビーコンサート（再掲）  
地元を中心に活動する音楽団体が、市内の福祉施設等を訪問し公演を行うことで、年齢や障がい等に関わらず、文化芸術に触れる機会を提供します。
- ◆ 中心市街地に点在するスポーツ・文化財施設等、多種多様な公共施設が連携したイベント等の開催により、都心の魅力向上に寄与します。

### 施策4 文化芸術活動を支える基盤整備〈つかう・いかす〉

ハード、ソフト両面での機能改善を図り、各施設の特性を生かした文化芸術活動を支える拠点として、その専門性を強化していきます。また、市内外の文化芸術に関する情報を収集・発信していきます。

#### 取組内容

##### (1) 施設環境整備による安全性・利便性の向上

文化芸術活動の場としての利用を促進するため、利用者ニーズや時代の変化に応じた修繕や改修を行うことで、利用者の安全性や快適性の向上を図ります。

###### 主な取組

- ◆ 市民文化会館をはじめとする文化施設について、設備の老朽化やバリアフリー対策、さらには、ホスピタリティにも配慮した改修を進めます。(拡充)
- ◆ 貸し出し施設の中で、利用者ニーズが少ないスペースについては、リノベーション※や設備改修により利用促進を図ります。(新規)  
※リノベーション：本計画では、「施設を改修し、改修以前よりも機能を高めること」をさします。
- ◆ 文化ゾーン拠点整備方針に基づき、市民文化会館に文化創造の拠点となる環境を整備していきます。(拡充)

##### (2) 文化芸術活動拠点としての情報発信

公演・催事、ワークショップ等の文化芸術に関する市内外の情報を収集し、SNS 等を活用して効果的に情報発信する仕組みをつくり、市民の文化芸術活動を支援します。

###### 主な取組

- ◆ 文化芸術情報の横断的な収集や、SNS 等を活用した効果的な発信など、市民や来訪者にとってわかりやすい文化情報を提供する仕組みを整備します。(拡充)
- ◆ 市内で活動する文化団体やアーティストの活動やイベント情報、文化活動の支援募集情報等を集約し、発信していきます。(拡充)

### (3) 施設職員の専門性強化

専門性をもった外部組織などと交流や連携を深め、施設スタッフの専門性を強化するとともに、有力イベントを招致・開催できるコーディネート力の向上を図ります。

#### 主な取組

- ◆ 施設の運営方針に沿った効果的な事業を展開するため、自主事業における企画力やコーディネート力など施設職員の専門性を強化します。（新規）
- ◆ スキル向上のため「一般財団法人 地域創造」や先進的な文化芸術施設などの専門性をもった外部組織等と連携し、事業の企画や舞台芸術に関する技術の向上を図ります。
- ◆ 学生や若手アーティスト等と一緒に事業を企画・実施することで、新たな発想や感性を取り入れながら職員の資質を磨きます。（新規）
- ◆ スポーツ分野と連携したコミッショニング事業※に向けて検討します。（新規）

※コミッショニング：本計画では、「様々な事業誘致や、他分野との連携の推進」をさします。

#### 文化施設の運営方針

2012年に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（劇場法）が施行され、設置者は、劇場、音楽堂等の運営方針を長期的視点に立って明確に定め、利用者に周知することが求められています。

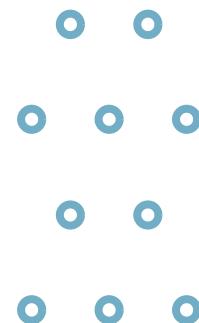
また、劇場、音楽堂等が、優れた文化芸術の創造、交流、発信の拠点や、地域住民の身近な文化芸術活動の場として積極的に活用され、その機能・役割を十分に発揮できるような施策が必要とされています。

劇場法の趣旨に基づき、公共施設としての公共性・公益性を担保しつつ、劇場、音楽堂等の本来の機能が充分に発揮できるよう、一貫した施設サービスを継続していくために、主要なホールを有する施設について、以下の運営方針を設定します。

施設名	運営方針
コンサートホール・能楽堂	<ul style="list-style-type: none"><li>○豊田市の文化を支えるシンボルとして、中心市街地の活性化に貢献し、文化交流の場づくりを行う。</li><li>○和・洋の芸術文化を鑑賞・体験できる専門施設として、豊田市の文化活動を全国に発信する。</li><li>○豊田市に相応しい自主事業を展開し、市民が文化芸術に親しむ機会の提供と地域文化の向上に努める。</li></ul>
市民文化会館	<ul style="list-style-type: none"><li>○幅広い文化芸術に触れる機会を提供とともに、世代を超えた交流を促し、地域文化の活性化に努める。</li><li>○多機能文化施設としての特性を生かして、市民の文化芸術の新たな創造への支援を行う。</li><li>○市民の文化活動に貢献する効果的な情報発信に努める。</li><li>○豊田市に相応しい自主企画を展開し、文化芸術への理解の促進と地域文化の向上に努める。</li></ul>

# 4

## 計画の推進と進捗管理



# 1

## 計画の推進

本計画の推進にあたっては、行政だけではなく市民や専門家、文化団体、NPO、ボランティア団体、地域団体、企業、教育機関等との幅広い連携が必要です。特に効果的な施策を展開するためには、国や県などの行政組織、事業の実施主体である公益財団法人豊田市文化振興財団や文化団体、大学などとの連携強化が求められています。そのため、文化芸術を通じて多分野の様々な活動主体が連携・共働し、それぞれの役割を果たしながら一体となって取り組みます。

### 連携・推進のイメージ



# 2

## 計画の進捗管理

本計画の着実な推進とその実効性を高めるため、主な事業は数値目標などの成果指標をもとに、事業の進捗状況を把握し取りまとめます。合わせて、市民や有識者、専門家などで構成する外部組織（豊田市文化芸術振興委員会）において、施策の進め方や事業成果に関する評価・検証を行うとともに、意見や提言をいただき、改善策等へ生かしていきます。その結果については、ホームページ等わかりやすい方法で広く市民に公表します。

# 3

## 計画の主な活動指標

本計画における主要事業（新規、拡充、重点事業など）は以下のとおりです。これらの事業については、豊田市文化芸術振興委員会にて進捗状況や事業成果などを評価します。

### 施策1 〈みる・ふれる〉

主な実施事業		活動指標		所管
事業規模	内 容	現 状	目 標	
継 続	コンサートホール・能楽堂の鑑賞事業	入場者数 15,929 人 (2016 年度)	入場者数 17,000 人 (2021 年度)	文化振興課
継 続	コンサートホール・能楽堂公演出演者のアウトリーチ活動	参加者数 2,433 人 (2016 年度)	参加者数 2,800 人 (2021 年度)	文化振興課
新 規	名古屋フィルハーモニー交響楽団との連携協定による各種事業の展開	—	開催事業数 5 事業 (2021 年度までの累計)	文化振興課
継 続	おいでんアート体験フェア	参加者数 4,500 人 (2016 年度)	参加者数 7,000 人 (2019 年度)	文化振興課
新 規	2020 年豊田国際紙フォーラム	—	入場者数 3,000 人 (2020 年度)	小原支所
継 続	美術館展覧会開催事業	観覧者数 615,947 人 (2016 年度)	観覧者数 200,000 人 (直近 4 年度平均)	美術館
継 続	美術館教育普及活動事業	活動参加者数 16,119 人 (2016 年度)	活動参加者数 10,000 人 (直近 4 年度平均)	美術館
継 続	民芸館展覧会・講座開催事業	入館者数 25,320 人 (2016 年度)	入館者数 29,000 人 (2021 年度)	文化財課
新 規	あいちトリエンナーレ推進事業 ・あいちトリエンナーレ地域展開事業 ・あいちトリエンナーレ 2019	— —	入場者数 50,000 人 (2018 年度) 調整中 (2019 年度)	文化振興課
新 規	東京キャラバン in 豊田	—	参加者数 2,000 人 (2018 年度)	文化振興課

### 施策2 〈つくる・つたえる〉

主な実施事業		活動指標		所管
事業規模	内 容	現 状	目 標	
継 続	市民美術展等の展覧会開催	応募者数 1,452 人 (2016 年度)	応募者数 1,500 人 (直近 4 年度平均)	文化振興課 市民活躍支援課 障がい福祉課
拡 充	まちなかでの若手演奏家によるコンサート	年間開催数 11 か所 (2016 年度)	左記のほか、新規 5 か所で開催 (2021 年度)	文化振興課
拡 充	まちなかでの若手作家による展示	展覧回数 3 回 (2016 年度)	展覧回数 5 回 (2021 年度)	文化振興課
拡 充	民芸の森活用事業	入館者数 20,915 点 (2016 年度)	入館者数 23,000 点 (2021 年度)	文化財課
拡 充	青少年音楽 3 団体の発表機会の創出	イベント出演 14 回 (2016 年度)	イベント出演 17 回 (2021 年度)	文化振興課

## 4章 計画の推進

### 施策3 〈むすぶ・つなげる〉

主な実施事業		活動指標		所管
事業規模	内 容	現 状	目 標	
拡 充	市民によるアートプロジェクト推進事業	累計開催事業数 2事業 (2017年度)	累計開催事業数 5事業 (2021年度)	文化振興課
拡 充	舞台芸術人材育成活用・創造事業	参加者数 3,140 人 (2016年度)	参加者数 3,500 人 (2021年度)	文化振興課
継 続	民芸館、民芸の森の運営を担う人材育成事業	民芸館講座スタッフ・民芸の森俱楽部の活躍	左記に加え、地域の学校、自治区などからのボランティア受け入れ	文化財課
継 続	とよたデカスプロジェクト	累計採択事業数 44事業 (2016年度)	累計採択事業数 100事業 (2021年度)	文化振興課
継 続	農村舞台アートプロジェクト	ライブ実施3会場 アート実施3会場 (2017年度)	ライブ実施3会場 アート実施3会場 (2021年度)	文化振興課
拡 充	文化芸術と教育・福祉・観光分野等との連携強化	開催事業数 1事業 (2017年度)	開催事業数 10事業 (2018年度から 2021年度までの累計)	文化振興課
拡 充	文化活動者派遣事業	参加者数 5,156 人 (2016年度)	参加者数 5,500 人 (2021年度)	文化振興課

### 施策4 〈つかう・いかす〉

主な実施事業		活動指標		所管
事業規模	内 容	現 状	目 標	
拡 充	施設のバリアフリーやホスピタリティ環境の強化	美術館： バリアフリー工事の実施 (2015年度)	市民文化会館： バリアフリー対策、トイレ洋式化、館内Wi-Fi設置の実施 美術館： 特定天井改修、照明LED化、防水改修の実施	文化振興課 美術館
新 規	施設の利用促進のためのリノベーションや幅広い利用ニーズへの対応	内部検討	市民文化会館大会議室のリノベーション、練習室の機能充実	文化振興課
拡 充	文化ゾーン拠点整備方針に基づく市民文化会館の文化創造機能強化	内部検討	施設整備方針決定	文化振興課
拡 充	文化芸術情報の横断的な収集やSNS等を活用した効果的な情報発信	事業ごとで SNS等を活用	市の文化情報を横断的に網羅したSNS等での情報発信	文化振興課 美術館
新 規	専門性をもった外部組織等との交流や連携強化による職員の事業企画力・コーディネート力の向上	—	専門機関や大学等と連携した自主企画事業の実施	文化振興課

---

# 5

## 資料編



# 1

# 豊田市文化芸術振興委員会設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市文化芸術振興委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

## (設置)

第2条 本市における文化芸術振興の推進に関し必要となる取組について協議するため、平成20年4月に策定した豊田市文化芸術振興計画に基づく計画の推進体制として、豊田市文化芸術振興委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (協議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 豊田市文化芸術振興計画の施策の評価及び検証に関すること。
- (2) 豊田市文化芸術振興計画の施策に関すること。
- (3) 文化芸術振興に係る関係団体の連携及び連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化振興の推進に関すること。

## (組織)

第4条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

## (委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから、豊田市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 文化関係者
  - (3) 教育関係者
  - (4) その他豊田市文化振興課が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 委員は、再任されることができる。
  - 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

## (委員長等)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を1人ずつ置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定め、その任期は委員の任期による。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

## (推進会議)

第8条 委員会に、豊田市文化芸術振興計画の推進に関し調査・研究及び検討を行うため、推進会議を置くことができる。

## (庶務)

第9条 委員会の庶務は、豊田市文化振興課において処理する。

## (委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

### (施行期日)

この要綱は、平成20年5月29日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 豊田市文化芸術振興委員会名簿

(敬称略)

役 職	氏 名	所 属 等
委 員 長	馬場 駿吉	学識経験者（名古屋ボストン美術館館長）
副 委 員 長	村田 真宏	学識経験者（豊田市美術館館長）
委 員	石黒 秀和	文化関係者（とよた演劇協会会长）
	伊丹 靖夫	文化関係者（画家）
	釘宮 順子	文化関係者（豊田市ボランティア連絡協議会会长）
	藤田 雅也	学識経験者（静岡県立大学短期大学部こども学科准教授）
	山本 弘子	教育関係者（豊田市立大林小学校校長）
	中野 真理子	市民公募

(2018年3月現在)

# 2 文化芸術基本法

平成13年12月7日法律第148号  
平成13年12月7日公布  
改正 平成29年6月23日法律第73号

## 目次

### 前文

- 第一章 総則（第一条—第六条）
  - 第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）
  - 第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）
  - 第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）
- 附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壤を提供し、多様性を受け入れができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみると、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るために、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵澤をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### （基本理念）

- 第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。
- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に發揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

**第三条** 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

**第四条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の关心及び理解）

**第五条** 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する关心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

**第五条の二** 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

**第五条の三** 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

**第六条** 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

**第七条** 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整

を図るものとする。

- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

#### (地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参照して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聽かなければならない。

### 第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

#### (芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を

講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

**第十五条** 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るために、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

**第十六条** 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るために、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

**第十七条** 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るために、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

**第十八条** 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

**第十九条** 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るために、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

**第二十条** 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るために、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

**第二十一条** 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るために、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

**第二十二条** 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るために、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

**第二十三条** 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るために、青少年を対象とした文化芸術の

---

公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

### (顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

### (政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

### (地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

## 第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

### (文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

### (都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

## 附 則 抄

### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

## 附 則（平成二十九年六月二十三日法律第七十三号）抄

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（以下略）

### (文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 3

## 市内の主な公共文化施設の利用実態調査結果

### 1. 主な施設の利用状況

豊田市民文化会館  
豊田市美術館  
豊田市コンサートホール・能楽堂  
豊田市民ギャラリー  
豊田市視聴覚ライブラリー  
豊田市産業文化センター  
豊田市青少年センター  
豊田市福祉センター

### 2. 市内文化施設の利用状況比較

<表の見方>

利用率 = 利用日数（貸し出し日数） ÷ 利用可能日数（貸し出し可能日数）

稼働率 = 利用コマ数（貸し出した時間帯毎のコマ数の累計） ÷ 利用可能コマ数  
(貸し出し時間帯毎のコマ数の総計)

抽選 : ○→申込みが多く、抽選を実施している（利用が多く、断る場合がある）

△→時々抽選になる（利用を断る場合が時々ある）

×→抽選はほとんどない（利用がほとんど重ならない）

# (1) 各施設の利用状況（詳細）

## 1. 豊田市民文化会館

建設年・設立年	規模	施設管理者	条例
大ホール 1981年 小ホール 1975年	敷地面積 33,534m <sup>2</sup> 建設面積 8,295m <sup>2</sup> 延床面積 17,225m <sup>2</sup>	公益財団法人 豊田市文化振興財団 ※指定管理者制度	豊田市民文化会館条例

### 概要・目的

市民文化会館は、舞台芸術公演の中心的施設で市内最大のホールを有する。コンサート・舞踊・大会などに利用される大小のホールや展示室、練習室などがある。鑑賞だけでなく市民の文化活動の発表の場としても利用されている。

### 主な施設役割

活動の成果を発表する場、芸術作品の鑑賞の場

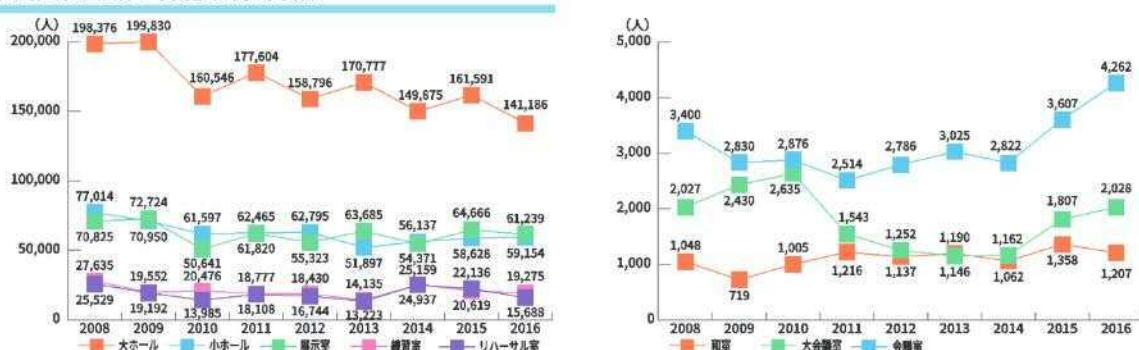
### 主な事業

文化・芸術の創造、発信及び普及を図るために子ども・青少年や中高年向けの事業を行うなど、市民に幅広く親しまれる事業を実施している。また、本格的な演劇等の事業も開催している。

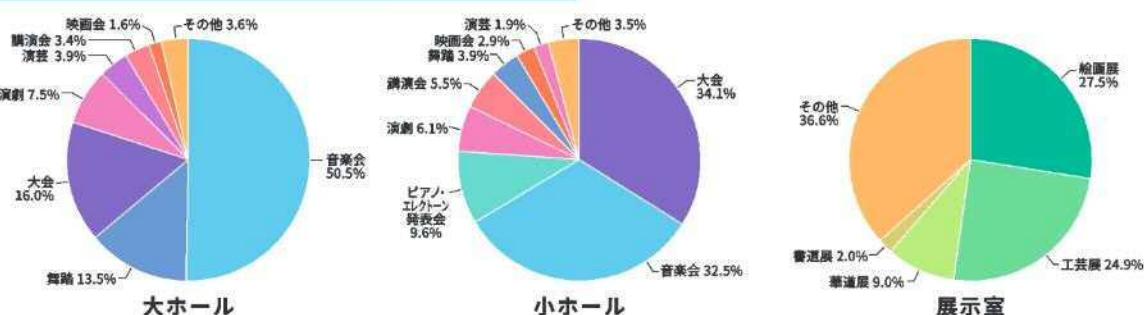
### 利用状況（2016年度実績）

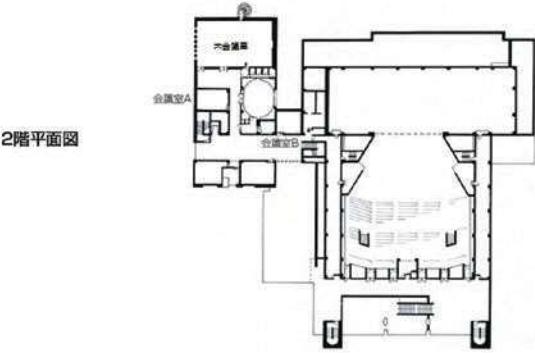
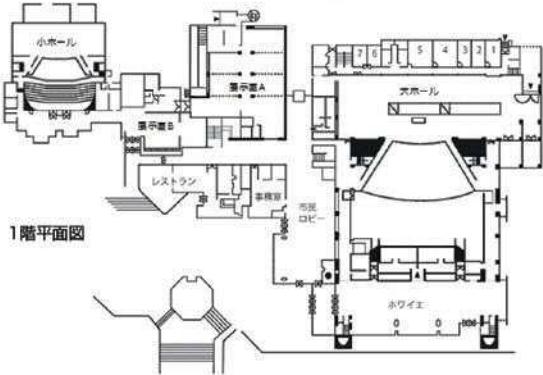
貸出施設 (空間)	収容人数 (人)	面 積 (m <sup>2</sup> )	利 用 率 (%)	稼 働 率 (%)	利 用 人 数 (人)		利 用 の 多 い 時 間 帯	利 用 の 多 い 曜 日
					計	304,039		
大ホール	1,708	—	71.5	60.3	141,186	○	9:00~17:00	土・日
小ホール	436	—	75.3	58.0	59,154	○	9:00~17:00	土・日
展示室A	—	593.0	59.9	51.6	39,929	○	9:00~17:00	金~日
展示室B	—	144.0	59.9	49.9	21,310	○	9:00~17:00	金~日
リハーサル室	—	228.0	34.0	25.8	15,688	△	18:00~21:30	木
練習室A	—	44.0	75.0	41.1	5,992	△	9:00~13:00	土
練習室B	—	50.0	21.8	14.0	4,348	△	13:00~17:00	土
練習室C	—	97.0	78.2	50.4	8,935	△	17:00~21:30	金
大会議室	73	—	15.7	8.4	2,028	×	13:00~17:00	水
会議室A	20	—	46.5	24.7	1,807	×	13:00~17:00	土
会議室B	24	—	53.5	33.2	2,455	×	13:00~17:00	水
和室	20	—	27.3	19.2	1,207	×	13:00~17:00	木

### 市民文化会館の各施設利用者数



### 分野別利用人数割合（2016年度）



図面	写真
 <p>2階平面図</p>	 <p>大ホール</p>
 <p>1階平面図</p>	 <p>小ホール</p>
 <p>地階平面図</p>	 <p>リハーサル室</p>

### 傾向と課題

#### 〈施設と利用状況〉

- ◆ 大ホール利用者は減少傾向だが、そのほかの施設は横ばい傾向にある。
- ◆ 大・小ホールや展示室 A・B は、平日よりも土日の利用が多いが、練習室では曜日による差があまりない。
- ◆ 築 30 年以上経過し、設備の老朽化が進行しているため、大規模な修繕や改修が必要である。
- ◆ リハーサル室、練習室は、防音設備が十分でないため、大音量が発生する練習には不向きである。

#### 〈事業や利用内容〉

- ◆ ホールの貸館では音楽系利用が半数を占めるが、日本舞踏やバレエ、各種大会のほか演劇での利用もある。
- ◆ 展示室は絵画展、工芸展の利用が多く、ついで、華道展、書道展となっている。

## 2. 豊田市民美術館（美術館ギャラリー）

建設年・設立年	規 模	施設管理者	条 例
1995年	敷地面積 30,041m <sup>2</sup> 建設面積 6,804m <sup>2</sup> 延床面積 11,121m <sup>2</sup>	豊田市（直営）	豊田市美術館条例

### 概要・目的

国内外の近代および現代美術を展望するに相応しい総合美術館であり、“ひとりひとりが作品と対峙しながら作品との関係を成立させていく”「鑑賞の場」を提供する。

### 主な施設役割

芸術作品の鑑賞の場、活動の成果を発表する場

### 主な事業

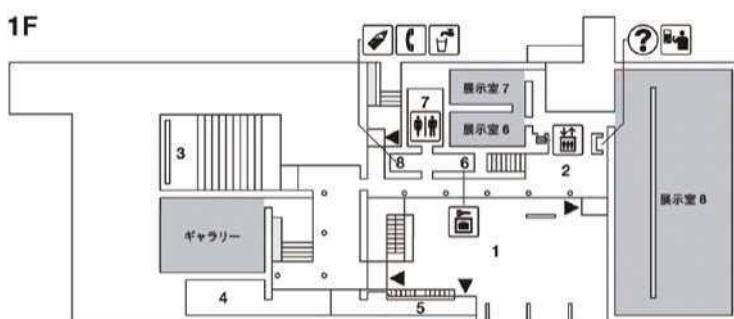
美術分野に関する展覧会を開催するとともに、美術作家を招いて、児童生徒らに対する教育普及活動やワークショップ、美術に関する理解を深めてもらうための各種講座・講演会・コンサート等（アーティスト・トーク、対談、作品ガイドボランティアによるギャラリーツアーなど）を開催している。

### 利用状況

貸出施設	面 積 (m <sup>2</sup> )	利 用 率 (%)	稼 動 率 (%)	利 用 人 数 (人)	抽 選	利 用 内 訳 (2016年度)
美術館ギャラリー	216.0	81.5	81.5	18,965	△	

### 図面

平面図



### 写真



美術館ギャラリー

### 傾向と課題

#### 〈施設と利用状況〉

- 2015年度に、エレベータ新設等のバリアフリー対策を含む大規模改修を実施。以降、著名作家の展覧会実施等により、2016年度は年間観覧者数が60万人(※)を突破した。  
(※：企画展、常設展、高橋節郎館を含めた観覧者数)
- 美術館ギャラリーは、市中心部にある展示施設の中では面積が小さい部類に入るが、利用率、稼働率が8割を超えており、利用状況は好調である。

#### 〈事業と利用内容〉

- 美術館ギャラリーの利用は、絵画の利用が最も多く、次いで工芸となっている。

### 3. 豊田市コンサートホール・能楽堂

建設年・設立年	規 模	施設管理者	条 例
1998年	延床面積 11,555m <sup>2</sup>	公益財団法人 豊田市文化振興財団 ※指定管理者制度	豊田市コンサートホール・能楽堂条例

#### 概要・目的

- コンサートホールは、クラシックを中心とした音楽専用のホールであり、パイプオルガンを設置している。
- 芸術文化の振興及び普及を目的に、クラシック音楽や能・狂言を中心とした質の高い芸術作品の「鑑賞の場」を提供する。

#### 主な施設役割

芸術作品の鑑賞の場、活動の成果を発表する場

#### 主な事業

コンサートホール、能楽堂は、クラシック音楽と能・狂言を中心に質の高い伝統芸能を鑑賞できる機会、市民が参加体験できる芸術創造機会を提供できる事業を展開している。また、子どもや青少年を対象に、芸術文化にふれる機会の提供や芸術活動支援も行っている。

#### 利用状況（2016年度実績）

貸出施設 (空間)	収容人数 (人)	面 積 (m <sup>2</sup> )	利用率 (%)	稼働率 (%)	利用人数(人)		抽 選	利用の多い 時間帯	利用の 多い曜日
					計	93,212			
コンサートホール	1,010	870.0	59.74	40.79	65,560	△	9:00～17:00	土・日	
能楽堂	461	550.0	21.19	14.24	12,426	△	9:00～17:00	土・日	
多目的ルーム	—	90.0	48.24	27.48	8,539	△	9:00～17:00	土・日	
リハーサル室1	—	98.0	19.81	12.12	2,049	×	9:00～17:00	土・日	
リハーサル室2	—	93.0	26.20	14.19	2,542	×	9:00～17:00	土・日	
板の間	—	28.0	53.04	30.56	2,096	△	13:00～21:30	火～金	

#### 施設別入館者数（入館数＝施設利用者＋鑑賞者）



#### 施設別利用件数



#### 傾向と課題

##### 〈施設と利用状況〉

- 2010年度以降、利用者数は増加傾向にあり、2016年度には93,212人を記録。
- 多目的ルーム・リハーサル室は、利用率、稼働率ともに増加傾向である。
- いずれの施設も、土日のほうが平日よりも利用されている。とくに能楽堂は、平日の約5倍の利用となっている。
- コンサートホールは、残音時間が2秒強あり、マイク等による拡声には不向きであるため、利用内容が限定される。また、能楽堂の利用には舞台養生あるいは足袋の着用が必要である。

##### 〈事業と利用内容〉

- 音楽専用施設であるため、コンサートホールは器楽（吹奏楽・管弦楽）、能楽堂は能・狂言で多く利用されている。

#### 4. 豊田市民ギャラリー

建設年・設立年	規 模	施設管理者	条 例
1991年	延床面積 694m <sup>2</sup>	公益財団法人 豊田市文化振興財団 ※指定管理者制度	豊田市民文化会館条例

##### 概要・目的

- 市民がいつでも、気軽に展覧会の企画ができるように設置された公設のギャラリー。
- 豊田市駅から約100メートルの商業ビルの地下に立地している。

##### 主な施設役割

活動の成果を発表する場

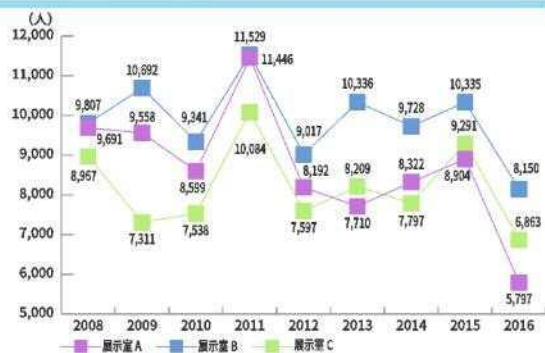
##### 主な事業

- 市民による幅広い分野の美術展示等のための貸館施設。
- 子どもを対象にしたワークショップや郷土作家の作品展等を実施している。

##### 利用状況（2016年度実績）

貸出施設 (空間)	収容人数 (人)	面 積 (m <sup>2</sup> )	利 用 率 (%)	稼働率 (%)	利 用 人 数 (人)		利 用 の 多 い 時 間 帯	利 用 の 多 い 曜 日
					計	20,810		
展示室 A	68	136.0	27.45	27.45		5,797	×	10:00～18:00 木・金・土・日
展示室 B	80	160.0	43.46	43.46		8,150	×	10:00～18:00 木・金・土・日
展示室 C	75	149.8	36.27	36.27		6,863	×	10:00～18:00 木・金・土・日

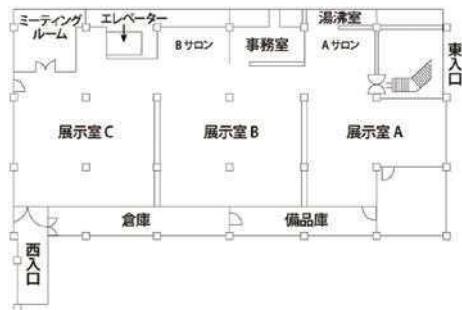
##### 展示室ごとの利用人数



##### 分野ごとの利用者数



##### 図面



##### 写真



##### 傾向と課題

###### 〈施設と利用状況〉

- 民間複合施設の地下に立地しているが、幹線道路からの出入口が階段しかなく、バリアフリー対策や搬入出経路の面で課題がある。また、天井高が低いため、利用用途が限定される。
- 民間からの賃貸借物件であり、費用対効果の検証が必要である。

###### 〈事業と利用内容〉

- 写真展、絵画展の利用がもっと多く、次いで書道展、華道展の順で利用がある。

## 5. 豊田市視聴覚ライブラリー

建設年・設立年	規 模	施設管理者	条 例
1979年	敷地面積 3,237m <sup>2</sup> 建設面積 609m <sup>2</sup> 延床面積 1,793m <sup>2</sup>	公益財団法人 豊田市文化振興財団 ※指定管理者制度	豊田市視聴覚ライブラリー条例

### 概要・目的

視聴覚教育全般の振興および、豊田の郷土学習等に寄与するとともに、生涯学習を支援する施設として市民の要望に応えることのできる「市民ライブラリー」を目指している。

### 主な施設役割

練習の場、映像作品編集の場

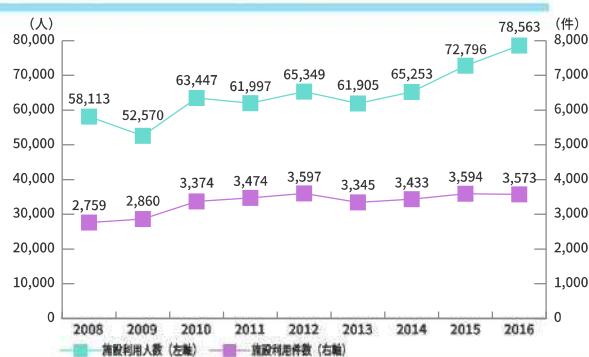
### 主な事業

学習教材等の貸出のほか、ビデオ講習会等の作品制作に関する講座を開催している。

### 利用状況（2016年度実績）

貸出施設 (空間)	収容人数 (人)	面 積 (m <sup>2</sup> )	利用率 (%)	稼働率 (%)	利用人数 (人)		抽 選	利用の多い 時間帯	利用の 多い曜日
					計	74,158			
第1研修室	50	103.50	87.1	45.0	30,909		×	18:00～21:00	火・金・土
第2研修室	25	46.12	75.6	36.1	2,090		×	18:00～21:00	火・金・土
集会室	120	191.48	78.5	39.2	11,962		×	18:00～21:00	火・金・土
控 室	5	33.13	76.2	34.9	6,539		×	18:00～21:00	火・金・土
第1会議室	90	147.88	68.2	36.0	11,608		×	18:00～21:00	土
第2会議室	50	103.50	87.5	47.8	10,376		×	18:00～21:00	土
第1スタジオ	—	73.50	—	—	371		×	9:00～17:00	—
第2スタジオ	—	37.41	—	—	303		×	9:00～17:00	—
教材制作室	—	—	—	—	—		—	—	—

### 各施設利用者数および利用件数



### 写真



研修室

### 傾向と課題

#### 〈施設と利用状況〉

- これまで、視聴覚教材・機材の貸出と貸館の業務を行なっていたが、機材の老朽化が進んだことから、2017年度よりスタジオ機能を大幅に縮小し、貸館施設としての性格に特化しつつある。
- 築35年以上経過しており、各部の老朽化が進んでいるため、空調設備をはじめとした施設の修繕を計画的に実施していく必要がある。

#### 〈事業と利用内容〉

- 研修室や会議室、スタジオなどの各施設は、文化団体の練習にも利用されている。
- 声楽や演劇の練習用途の利用が多く、夜間を中心に利用がある。

## 6. 産業文化センター・青少年センター

建設年・設立年	規 模 (施設全体の数値)	施設管理者	条 例
産業文化センター 1985年 青少年センター 1982年	敷地面積 22,069m <sup>2</sup> 建設面積 4,890m <sup>2</sup> 延床面積 12,904m <sup>2</sup>	公益財団法人 豊田市文化振興財団 ※指定管理者制度	豊田産業文化センター条例 豊田市青少年育成施設条例

### 概要・目的

地域産業の発展及び地域文化の創造に寄与し、地域住民の連携と交流を促し、生活文化向上を図るために設置された官民複合施設。産業科学センター、とよた男女共同参画センター、国際交流協会、青少年センター、豊田中日文化センター（民間）の5つの機能が併設されている。

### 主な施設役割

- 科学に関する教育の場、生涯学習の場（産業文化センター）
- 青少年の社会参画、青少年育成団体の活動支援（青少年センター）

### 主な事業

- プラネタリウム、サイエンス事業のワークショップ等（産業文化センター）
- 自立支援活動、バンド、演劇、ダンス等登録サークルの活動支援（青少年センター）

### 産業文化センター利用状況（2016年度実績）

貸出施設 (空間)	収容人数 (人)	面 積 (m <sup>2</sup> )	利用率 (%)	稼働率 (%)	利用人数(人)		抽 選	利用の多い 時間帯	利用の 多い曜日
					計	72,320			
小ホール	240	342.6	73.2	50.5	32,763	△	13:00～17:00	土・日	
多目的ホール	200	242.0	93.6	72.0	39,557	△	9:00～12:00	金	

### 青少年センター利用状況（2016年度実績）

貸出施設 (空間)	収容人数 (人)	面 積 (m <sup>2</sup> )	利用率 (%)	稼働率 (%)	利用人数(人)		抽 選	利用の多い 時間帯	利用の 多い曜日
					計	115,738			
交流館	150	170.0	99.0	89.0	19,937	×	13:00～17:00	火～日	
会議室 A	60	85.0	93.0	73.0	8,850	×	13:00～17:00	火～日	
会議室 B	60	85.0	91.0	64.0	8,885	×	13:00～17:00	火～日	
会議室 C	40	57.0	96.0	78.0	8,572	×	13:00～17:00	火～日	
会議室 D	40	57.0	94.0	91.0	4,963	×	13:00～17:00	火～金	
談話室 E	10	27.0	95.0	69.0	3,547	×	13:00～17:00	火～日	
談話室 F	10	28.0	89.0	60.0	3,569	×	13:00～17:00	火～日	
談話室 G	10	28.0	83.0	52.0	3,014	×	13:00～17:00	火～日	
和 室	24	53.0	86.0	54.0	5,152	×	13:00～17:00	土・日	
軽運動室 1	25	71.0	96.0	61.0	6,304	×	17:00～21:30	土・日	
軽運動室 2	15	46.0	97.0	61.0	5,711	×	17:00～21:30	土・日	
音楽室	20	42.0	73.0	42.0	1,327	×	17:00～21:30	土・日	
ロビー	—	—	100.0	100.0	35,907	×	17:00～21:30	火～日	

### 傾向と課題

#### 〈施設と利用状況〉

- ◆ 2015年度に青少年センターが施設内に移転し、4階を中心に改築を実施した。
- ◆ 産業文化センター、青少年センターともに利用率が70%以上と高く、平日・休日問わず利用が多い。

#### 〈事業と利用内容〉

- ◆ 産業文化センター小ホールは軽音楽での利用に加え、洋舞や演劇での利用実績がある。多目的ホールではカラオケ、工芸・手芸の展示利用もある。
- ◆ 青少年センター会議室、軽運動室では、洋舞や演劇での利用が多くみられる。

## 7. 福祉センター

建設年・設立年	規 模	施設管理者	条 例
2011年12月	敷地面積 9,020m <sup>2</sup> 建設面積 3,296m <sup>2</sup> 延床面積 8,573m <sup>2</sup>	社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会 ※指定管理者制度	豊田市福祉センター条例

### 概要・目的

- 保健福祉関係の団体や市民の活動拠点を目指し、各種情報の発信や市民活動の交流を促進する。
- ホールでは、福祉団体の講演会・講座などのほか、市民の文化活動にも対応する。

### 主な施設役割

芸術作品の鑑賞の場、活動の成果を発表する場

### 主な事業

各種の福祉相談、福祉関係団体の活動の支援、ボランティア活動の支援

### 利用状況（2016年度実績）

貸出施設 (空間)	収容人数 (人)	面 積 (m <sup>2</sup> )	利用率 (%)	稼働率 (%)	利用人数(人)		抽 選	利用の多い 時間帯	利用の 多い曜日
					計	173,087			
ホール	575	2,232.00	53.0	35.0	40,954	○	9:00～17:00	土・日	
3 1会議室	8	20.67	73.0	40.0	2,397	○	9:00～17:00	水・土	
3 2会議室	8	20.67	57.0	29.0	1,145	○	9:00～17:00	水・土	
3 3会議室	12	24.57	91.0	60.0	3,341	○	9:00～17:00	水・土	
3 4会議室	42	73.71	83.0	47.0	8,811	○	9:00～17:00	水・土	
3 5会議室	42	73.71	78.0	43.0	4,804	○	9:00～17:00	水・土	
3 6会議室	42	73.71	80.0	46.0	5,808	○	9:00～17:00	水・土	
3 7会議室	42	73.71	71.0	39.0	4,479	○	9:00～17:00	水・土	
4 1会議室	210	280.98	86.0	64.0	51,259	○	9:00～17:00	水・土	
4 2会議室	42	73.71	94.0	77.0	10,812	○	9:00～17:00	水・土	
4 3会議室	42	73.71	94.0	76.0	8,225	○	9:00～17:00	水・土	
4 4会議室	42	73.71	94.0	74.0	8,689	○	9:00～17:00	水・土	
4 5会議室	42	73.71	92.0	68.0	9,408	○	9:00～17:00	水・土	
4 6会議室	42	73.71	90.0	67.0	5,973	○	9:00～17:00	水・土	
4 7会議室	42	73.71	91.0	67.0	6,982	○	9:00～17:00	水・土	

### 写真



施設外観



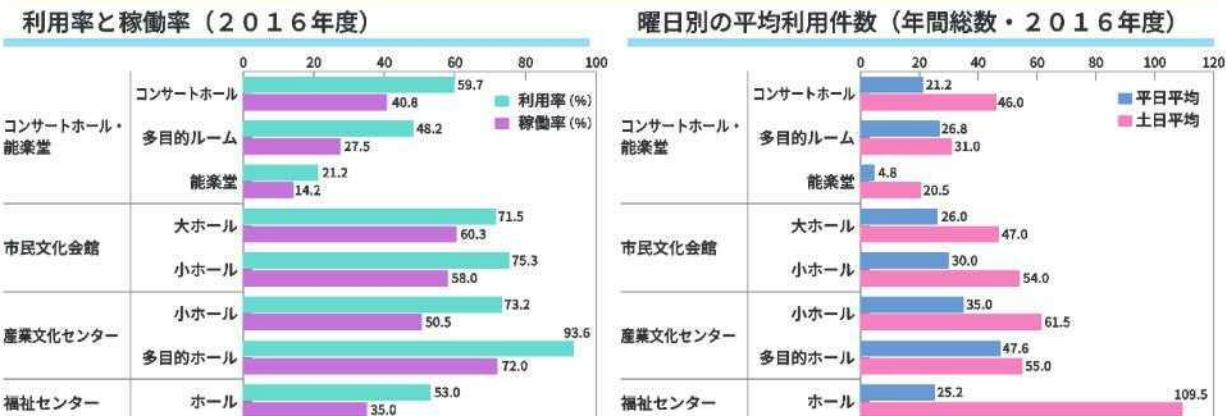
ホール

### 傾向と課題

- 〈施設と利用状況〉
- ◆ 中規模のホールを有しており、吹奏楽・管弦楽、合唱、日舞、洋舞など、幅広い用途で利用がある。
  - ◆ 会議室は、合唱や演奏などの利用は不可となっており、工芸・手芸や朗読等での利用が多い。
  - ◆ ホール利用は土日に集中しており、利用申込は抽選対象となっている。

## (2) 類似施設の利用状況比較

### 1. ホール系（鑑賞及び発表の場）



### 時間帯別の利用件数（2016年度）



### 施設規模

施設	客席数
大ホール（市民文化会館）	1,708
コンサートホール	1,010
福祉センターホール	575
能楽堂	461
小ホール（市民文化会館）	436
小ホール（産業文化センター）	240
多目的ホール（産業文化センター）	200
多目的ホール（コンサートホール）	(90 m <sup>2</sup> )

### 施設毎の分野別利用状況（2016年度）

貸出施設（空間）	貸出施設（空間）	吹奏楽	絃楽	和楽器	合	電	器	歌	カラオケ	日	舞	演	劇	能	音	マジック	工作	書道	篆	映	像	その他の	伝承芸能	読み聞かせ	文化開催の会議	その他
コンサートホール・能楽堂	コンサートホール	170	2	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	1	
	多目的ホール	82	1	0	86	0	0	0	0	0	5	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	11	
	能楽堂	2	4	7	2	0	0	6	0	1	34	1	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	4	
豊田市民文化会館	大ホール	74	0	0	0	9	19	13	22	8	0	6	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	48	
	小ホール	62	0	0	0	12	36	3	12	26	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	108	
産業文化センター	小ホール	0	40	0	0	1	4	0	3	5	0	2	0	0	0	0	2	1	0	0	0	224				
	多目的ホール	0	1	0	0	0	3	0	0	1	0	0	3	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	338	
福祉センター	ホール	38	90	8	10	6	24	6	6	8	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	135	
	合計	428	138	15	115	28	86	28	43	54	40	12	3	2	1	27	3	1	2	869						
		器楽	581			声楽	229			舞踊	165															

### 傾向と課題

#### 〈施設と利用状況〉

- 市民文化会館と産業文化センター以外の施設は、稼働率が50%を下回っている。特に、能楽堂やコンサートホールの多目的ルームは30%を下回っており、利用増に向けた対策が必要である。
- いずれの施設も、土日利用が平日より多い。時間帯では、午後区分の利用が多いが、夜間は、利用が半減してしまう施設もある。今後は、平日や夜間など、利用の少ない曜日や時間帯について、幅広い分野や目的での施設利用ができるよう柔軟な対応策が求められる。
- 産業文化センター多目的ホールは、利用件数自体は多いが、文化芸術分野での利用は少ない。

#### 〈事業と利用内容〉

- コンサートホールや多目的ルームは、吹奏楽・管弦楽や合唱での利用が多いが、他の施設では軽音楽、カラオケ、民謡・詩吟など多目的に利用されている。いずれも音楽や舞台芸術での利用が多い。

## 2. 展示室系（鑑賞及び発表の場）

利用率と稼働率（2016年度）



曜日別の平均利用件数（年間総数・2016年度）



時間帯別の利用件数（2016年度）



展示室の規模

展示室名		展示室の面積 (m²)	施設毎の面積合計 (m²)
施設	展示室		
市民文化会館	展示室A	593.0	737.0
	展示室B	144.0	
市民ギャラリー	展示室A	136.0	445.8
	展示室B	160.0	
	展示室C	149.8	
美術館ギャラリー		216.0	216.0

※市民ギャラリーは1日単位（半日も可）、  
美術館ギャラリーは1週間単位。

施設毎の分野別利用状況（2016年度）

(単位：利用件数)

施設名	絵画展	華展	書道展	工芸展	その他	合計	
市民文化会館	展示室A	52	16	6	40	76	190
	展示室B	98	0	4	10	77	189
市民ギャラリー	展示室A	46	8	9	0	21	84
	展示室B	91	8	16	0	18	133
	展示室C	73	8	12	0	18	111

(単位：%)

施設名	絵画・イラスト	工芸	工作・手芸	写真	彫刻・立体	書道	合計
美術館ギャラリー	50.0	22.8	9.1	9.1	4.5	4.5	100

### 傾向と課題

- ◆施設と利用状況
- ◆美術館の利用率は80%超と突出して高いが、それ以外の施設は高くても50%台後半である。
- ◆美術館ギャラリーは1週間単位での貸し出しだが、他の施設では時間帯毎に貸し出しができる。
- ◆いずれの施設も、週中盤から休日にかけて利用が多くなっており、休日は平日の倍近く利用がある。
- ◆市民ギャラリーは、いずれの施設も利用率が50%を下回っており、他施設に比べて低い。

### 事業と利用内容

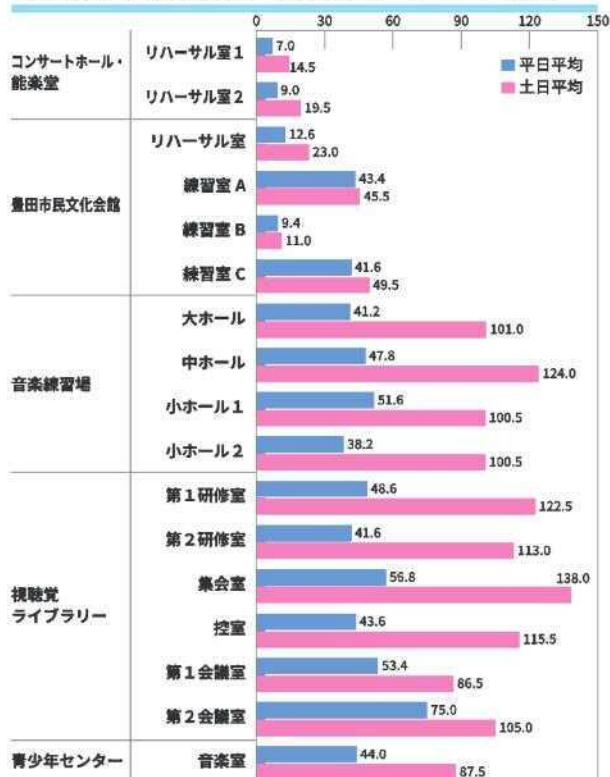
- ◆いずれの施設でも絵画系の展示利用がもっとも多い。

## 3. 練習室系（練習の場）

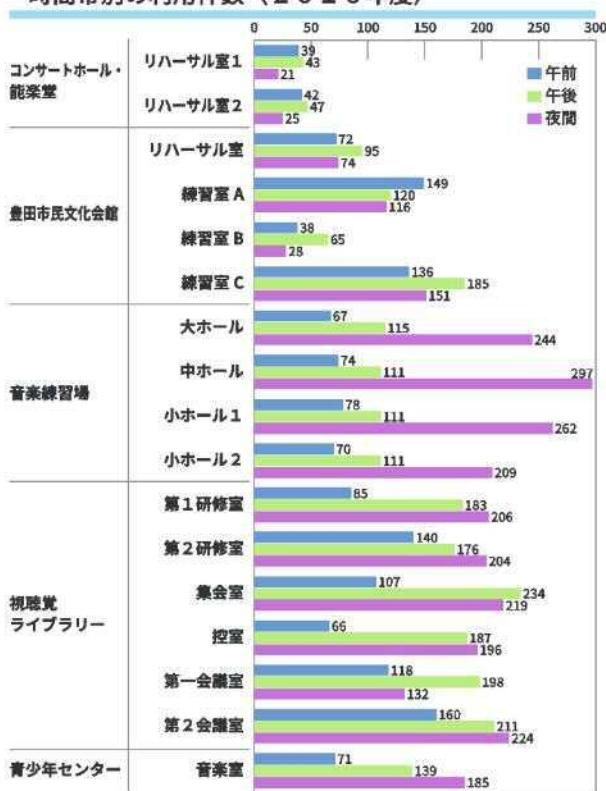
利用率と稼働率（2016年度）



曜日別の平均利用件数（年間総数・2016年度）



時間帯別の利用件数（2016年度）



施設規模

施設	面積 (m²)
大ホール（音楽練習場）	256.0
リハーサル室（市民文化会館）	228.0
集会室（視聴覚ライブラリー）	191.5
第1会議室（視聴覚ライブラリー）	147.9
中ホール（音楽練習場）	109.0
第1研修室（視聴覚ライブラリー）	103.5
第2会議室（視聴覚ライブラリー）	103.5
リハーサル室1（コンサートホール）	98.0
練習室C（市民文化会館）	97.0
リハーサル室2（コンサートホール）	93.0
小ホール1（音楽練習場）	60.0
練習室B（市民文化会館）	50.0
小ホール2（音楽練習場）	48.0
第2研修室（視聴覚ライブラリー）	46.1
練習室A（市民文化会館）	44.0
音楽室（青少年センター）	42.0
控室（視聴覚ライブラリー）	33.1

### 施設毎の分野別利用状況（利用件数・2016年度）

貸出施設 (空間)	貸出施設 (空間)	吹奏楽 管弦楽	絃楽 新和楽器	合 唱	長 唄	踊 時	日 間	洋 舞	演 劇	工 芸			工 手	作 業	演 劇 (制作・販)	音 楽 管弦樂	句 歌 書	舞 狂	語 言	文化開発 の企画・事 業合意	その 他
										染 色	向 盤	その 他の 機器									
コンサートホー ル・能楽堂	リハーサル室1	57	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	リハーサル室2	69	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	1	0	
豊田市民 文化会館	リハーサル室	44	0	3	0	8	10	82	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	88
	練習室A	34	0	0	0	2	26	255	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68
	練習室B	34	24	0	0	0	1	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53
	練習室C	34	0	0	0	5	178	177	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78
音楽練習場	大ホール	367	0	0	97	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中ホール	341	0	0	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小ホール1	418	0	0	94	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小ホール2	344	0	0	107	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
視聴覚 ライブラリー	第1研修室	0	0	0	263	4	0	26	56	0	0	1	0	0	0	0	0	0	12	126	
	第2研修室	0	0	0	202	7	0	0	43	0	0	29	13	3	0	0	0	25	112		
	集会室	0	0	0	256	0	0	79	51	0	0	0	0	36	6	0	21	111			
	控室	0	0	0	246	34	0	0	44	0	0	3	0	37	6	0	25	54			
	第1会議室	0	0	0	32	0	0	7	103	0	0	0	0	0	19	0	53	234			
青少年センター	第2会議室	0	0	0	65	35	0	2	136	0	0	0	0	0	9	0	66	282			
	音楽室	1	279	0	1	0	0	1	10	0	0	0	0	45	0	0	2	56-			
	合計	1,743	303	3	1,527	95	215	648	443	0	0	33	13	122	40	5	206	1262			
		器楽 2,049			声楽 1,622			舞踊 863													

### 傾向と課題

#### 〈施設と利用状況〉

- ◆多くの施設で、70～90% の利用率となっているが、稼働率は最高でも 50.4%にとどまり、施設の利用を高める工夫が必要である。特に、コンサートホールのリハーサル室、市民文化会館練習室 B は利用拡大に向けた対策が必要である。
- ◆多くの施設では、土日の利用が平日よりも多く差が大きいが、市民文化会館練習室 A、B、C は差がありみられなかった。
- ◆多くの施設で午前の利用は少ないが、市民文化会館練習室 A については利用が多い。
- ◆バリアフリー対策や防音対策など、空間や設備機能が不十分である施設も多い。

#### 〈事業と利用内容〉

- ◆利用分野については、器楽と声楽の利用が多く、次いで舞踊、演劇となっている。
- ◆コンサートホールや音楽練習場では、吹奏楽や管弦楽を中心に利用があり、市民文化会館は舞踊と音楽、視聴覚ライブラリーでは合唱や演劇に加え、工芸・手芸や映像制作にも使われている。

---

# 第2次豊田市文化芸術振興計画

## 2018年度～2025年度



【発行】 豊田市 生涯活躍部文化振興課  
2018年3月発行  
〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地  
TEL 0565-34-6631 FAX 0565-34-6766  
<http://www.city.toyota.aichi.jp>

